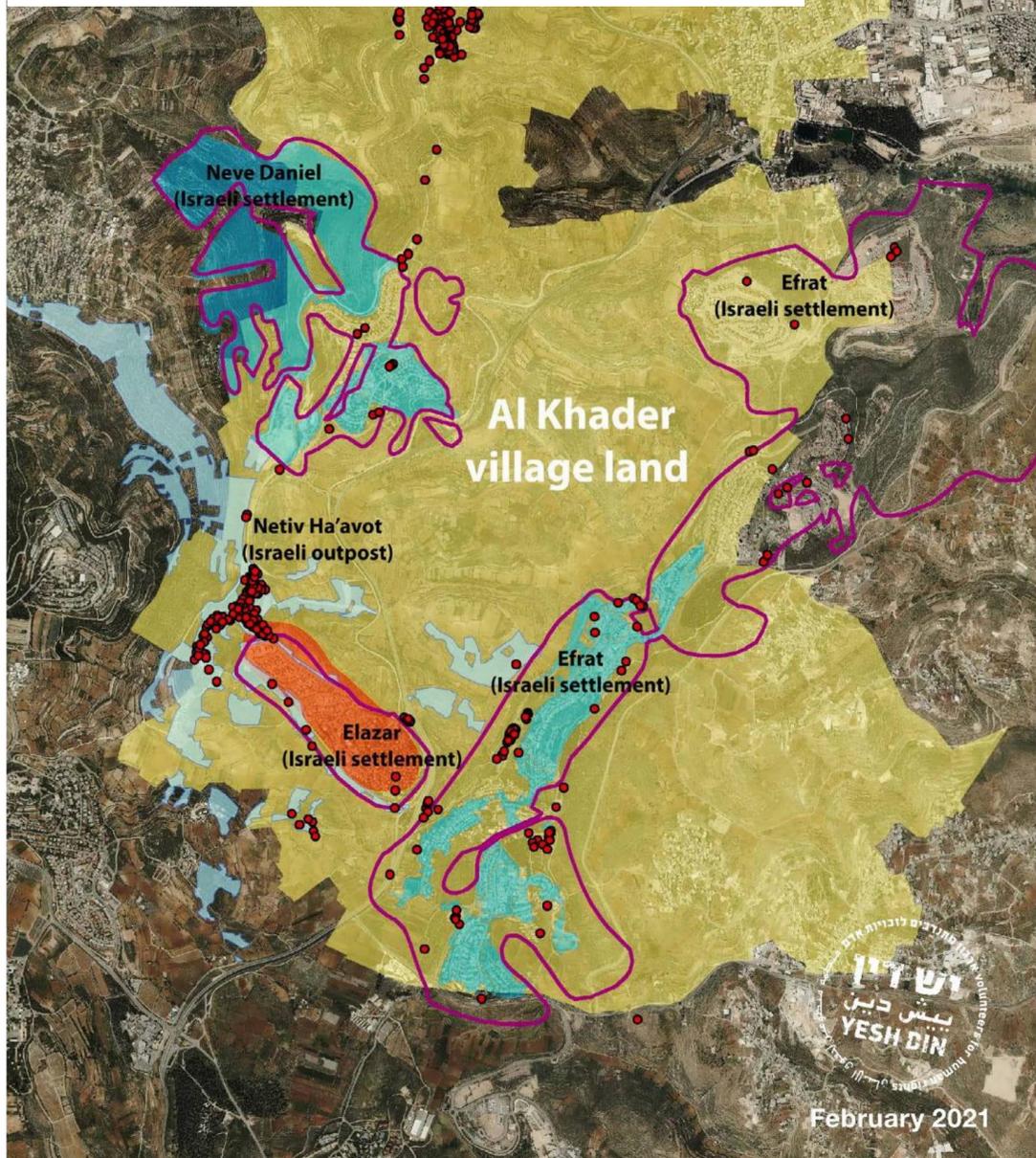


ヨルダン川西岸における不法な土地収奪

III-Gotten Gains

イスラエルはヨルダン川西岸を占領したときに、ヨルダン政府が進めていた土地所有権確定作業を一時停止した。その後、パレスチナ人のそれらの土地を「国有地」と宣言し始めた。



ヨルダン川西岸における 不法な土地収奪

Ill-Gotten Gains

イスラエルはヨルダン川西岸を占領したときに、
ヨルダン政府が進めていた土地所有権確定作業を一時停止した。
その後、パレスチナ人のそれらの土地を「国有地」と宣言し始めた。

This translation to Japanese was made from the report's English edition as published by Yesh Din. Yesh Din has granted its permission to translation the report to Japanese, but the translation was done without Yesh Din's involvement or supervision, hence Yesh Din is only responsible for the Hebrew and English versions.

この日本語版の報告書「ヨルダン川西岸における不法な土地収奪」はイエッシュ・ディンが発行した英語版「Ill-Gotten Gains」から翻訳されたものです。イエッシュ・ディンはこの報告書を日本語に翻訳することを許諾しました。しかしながらイエッシュ・ディンは本報告書のヘブライ語版、英語版についてのみ責任を有しており、日本語版への翻訳にはイエッシュ・ディンは関わっておらず、監修もしていないことを申し添えます。



調査及び執筆： Miryam Wijler

編集： Yonatan Kanonich and Ziv Stahl

法律上の助言： Atty. Shlomy Zachary

地図： Alon Cohen Lifshitz

グラフィックデザイン： Studio Yuda Dery

英語への翻訳： Leora Gal

英語から日本語への翻訳： 酒井知美、鈴木晴菜、野尻賢司、野尻祥枝、橋本明乃、宮村悠未

日本語翻訳監修： 高橋宗瑠

日本語版の編集： 野尻賢司

イエッシュ・ディン・パブリック・カウンシル： Atty. Abeer Baker, Hanna Barag, Dan Bavly, Prof. Naomi Chazan, Ruth Cheshin, Akiva Eldar, Prof. Rachel Elijor, Dani Karavan, Adv. Yehudit Karp, Paul Kedar, Dr. Roy Peled, Prof. Uzy Smilansky, Joshua Sobol, Yair Rotlevy

イエッシュ・ディン ボランティア： Dahlia Amit, Maya Bailey, Hanna Barag, Atty. Dr. Assnat Bartor, Osnat Ben-Shachar, Rochale Chayut, Dr. Yehudit Elkana, Rony Gilboa, Hana Gottlieb, Tami Gross, Dina Hecht, Niva Inbar, Daniel A. Kahn, Edna Kaldor, Ruth Kedar, Lilach Klein Dolev, Dr. Joel Klemes, Bentzi Laor, Judy Lots, Aryeh Magal, Sarah Marliss, Amir Pansky, Talia Pecker Berio, Nava Polak, Dr. Nura Resh, Eddie Saar, Idit Schlesinger, Ilana Meki Shapira, Dr. Tzvia Shapira, Dr. Hadas Shintel, Ayala Sussmann, Sara Toledano, Yoram Zeevi

イエッシュ・ディン スタッフ： Firas Alami, Lior Amihai, Yudit Avidor, Maysoon Badawi, Atty. Hagai Benziman, Atty. Amnon Brownfield-Stein, Chanah Dulin, NejmeH Hijazi, Amir Havkin Serero, Mourad Jadallah, Moneer Kadus, Yonatan Kanonich, Lipi Komash, Omri Najad, Dan Owen, Atty. Fadia Qawasmi, Atty. Michael Sfard, Ziv Stahl, Alex Vinokorov, Sharona Weiss, Atty. Shlomy Zachary, Atty. Michal Ziv

イエッシュ・ディンは 2020 年に次の機関から支援を受けています： Catholic Agency for Overseas Development (CAFOD), Federal Republic of Germany, The Foundation for Middle East Peace (FMEP), Irish Aid, The Netherlands Ministry of Foreign Trade and Development, Norwegian Ministry of Foreign Affairs, The Norwegian Refugee Council, New Israel Fund (NIF), Oxfam Novib, The Rockefeller Brothers Fund, The Sam and Bella Sebban Charitable Trust, NGO Development Center, United Nations Development Program (UNDP), Asamblea de Cooperación Por la Paz (ACPP), Spanish Agency for International Development Cooperation (AECID), Misereor, European Union EIDHR – European Instrument for Democracy & Human Rights, Pro Victimis, Consulate General of France in Jerusalem.

表紙写真： : アル・カデル村の土地 (Al Khader village land) およびこの土地に建設されたイスラエルの入植地 (settlements) とアウトポスト(outposts)。薄緑色で表示された土地はイスラエルが「国有地」宣言をした土地。(詳細については、47 ~ 50ページを参照)

イエッシュ・ディンは主に外国政府機関から資金提供を受けています。寄付者のリストは、イスラエル協会登録の公式サイトと私たちの公式サイトでご覧いただけます。イエッシュ・ディンは、私たちと同様に、占領はイスラエルの内部問題ではないと考え、かつ人権の向上を支援している国々から資金提供を受けることを誇りに思っています。

目次

序論	5
<hr/>	
ヨルダン川西岸における土地所有権の確定と、その一時停止	9
土地所有権の確定	9
調査、測量、提示・説明、登記：ヨルダン政府による土地所有権の確定 と土地所有権申告台帳の役割	10
ヨルダン川西岸での土地所有権の確定作業の一時停止	17
<hr/>	
イスラエルの入植地企業の利益のために、土地所有権確定作業の 一時停止による影響を利用する	20
「国有地」の宣言	20
「国有地」宣言により、ヨルダン川西岸占領後実施されてきた土地 所有権確定作業が一時停止された	22
目的：イスラエル人の入植地とアウトポストの事後承認	27
<hr/>	
合法性のまやかし：国内法および国際法の観点から見るイスラエルの 土地宣言方針	29
権限の欠如：現地の法的枠組みを尊重するという占領者に課せられた 義務に違反している	28
発効日：所有権確定手続きにおける所有権申告の提出	31
「国有地」宣言方針によりイスラエルは所有権確定作業を一時停止させ、 利益を得た	36
<hr/>	
ケーススタディ	39
カフル・アカブ村の土地の奪取（イスラエルの最高裁判所に よって承認された）	39
アル・カデル村の土地の奪取	47
<hr/>	
要約	55
あとがき	57

序 論

イスラエルは、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸での入植事業を強化するための重要な手段として公有地（「国有地」）宣言を行っている。この報告書は、イスラエルが行っている宣言という方針の具体的な特徴を紹介し、分析している。イスラエルが行っているこの宣言とは、ヨルダン川西岸を占領した後に、ヨルダン政府が進めていた土地所有権確定作業を一時停止した地域で、パレスチナ人の土地を収奪するために、その土地を「国有地」として宣言することである。¹

土地の所有権の確定は、統治者によって開始される複雑で体系的かつ中央集権的な手続きである。これは、統治者の管理下にある領土のすべての土地に関して所有権を特定し、地番をつけ、登記するために行われる。1928年、英国委任統治政府は、その支配下にあったパレスチナに初めて土地の所有権を体系的に登記し始めた。ヨルダン川西岸での所有権確定作業は、ヨルダンの統治下でも続けられた。1967年までに、ヨルダン川西岸のすべての土地の約3分の1で所有権確定が終了した。イスラエルがヨルダン川西岸を占領した後、軍司令官は、所有権確定手続きすべてを一時停止する命令を出した。²

占領後、所有権確定の再開をすることはなかったが、1980年代初頭、イスラエル軍はオスマン帝国土地法を適用し始めた。そして軍占領行政局³を通じて、ヨルダン川西岸の数十万ドゥナムの土地を「国有地」と宣言した。

-
- 1) 統治者が権利を保持し、責任を負う土地を指す場合は、「国有地」という用語を使用する。ヨルダン川西岸におけるイスラエルの占領体制では、イスラエル軍司令官が統治者の代理人の役割を果たしている。イスラエルは「国有地」の土地をイスラエル入植企業の利益のためにほぼ独占的に割り当てているため、「公有地」という用語は法的には正確であるが、実質的な観点からは誤解を招く。「国有地」というありふれた用語も誤解を招く。なぜなら、これはイスラエル国の土地ではなく、イスラエルはそこで自らの思い通りに行動してはいけないからだ。この土地の地位は、イスラエルの国有地とはまったく異なり、占領下に住む地元のパレスチナ人によって所有され、ヨルダン川占領者によって管理されている。この用語はこの報告書全体を通じて括弧で括り「国有地」として表示される。
 - 2) 土地および水の権利確定に関する命令、Order Concerning Land and Water Settlement (Judea and Samaria) (No. 291), 1968。（これ以降は次の通り記す：the suspending order, or Order Concerning Government Property、一時停止命令、すなわち政府資産に関する命令）。この報告書は、東エルサレム地域を除く、ヨルダン川西岸におけるイスラエルの方針を取り上げている。イスラエルに併合された東エルサレムの地域では、公式の立法によって土地所有権の確定は停止されなかった。代わりに、イスラエルは土地所有権の確定手続きを放棄することを選択し、少なくとも2018年までは手続きを完了しなかった。）詳細については次の著作を参照のこと：Ronit Levine-Schnur 著，“Privatization, Segregation and Discrimination: The Cessation of Land Settlement in East Jerusalem”, (ヘブライ語) *Iyunei Mishpat* 34 (1), 2011, pp. 183238（これ以降は次の通り記す：Levine-Schnur 著, **Privatization, Segregation and Discrimination**）。
 - 3) **軍占領行政局**は占領地における民政すべてを管理する任務を負った軍事機関である。とりわけ、ヨルダン川西岸の土地所有権の登記と確定に責任を負っている。イスラエル軍は、土地登記簿を独占的に管理し、管理する権限を持つ

イスラエル軍によって管理されているこの土地は、町や村の建設や必要なインフラストラクチャーなど、占領下に住む地元のパレスチナ人の使用を目的としている。それにもかかわらず、イスラエルはこの土地の大部分を、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸地区に国際法に違反して建設されたイスラエル人入植地を拡大するために割り当てた。過去 10 年間、この手段は、パレスチナの土地でのイスラエル人による違法な建設を事後に承認するために使用されてきた。⁴

1967 年以前に、少なくとも 16 カ所のパレスチナの村や町で所有権の確定手続きが進行中であり、最終段階にきていた。しかし、イスラエルが所有権の確定手続きを一時停止したため、この作業は完了しなかった。イスラエルが所有権の確定手続きを停止していなかった場合、これらの土地の多くは、統治者の土地ではなく、パレスチナ人の私有地として登記されていた可能性が高い。しかしながら、イスラエルは、所有権の確定手続きが進行中であった土地の少なくとも 41,000 ドゥナムを「国有地」として宣言した。この方針は、パレスチナ人の権利が明らかに認められていた場所での所有権の確定を無効にし、所有権の確定が事実上できなくし、パレスチナ人所有者による所有権登記を不可能にした。

所有権の確定が停止された地域で「国有地」宣言をするというイスラエルの方針は、ヨルダン川西岸の土地制度を規制する法的メカニズムを都合良く適用することによって、行われている。しかしこの方針は、ヨルダン川西岸の占領国としてイスラエルに課せられている国際法の規則に違反している。このような「国有地」宣言は、ヨルダン川西岸で施行されている法律およびイスラエル軍司令官が出した軍事命令（政府資産に関する命令）にも違反している。特に、この方針は所有権確定の作業に参加したパレスチナ人の財産権を侵害し、イスラエルがパレスチナの個人およびコミュニティから土地を取り上げることを認めている。

実際に、占領後 53 年以上にわたってヨルダン川西岸の土地登記を管理してきたイスラエルは、この方針により恩恵を受けてきた。イスラエルは、所有権確定を進めていたパレスチナ人がその手続きを完了し、所有権登記することを許可せず、まさにこれらの土地を「国有地」と宣言し、ヨルダン川西岸のイスラエル人入植企業だけに譲渡している。

ている。土地登記簿には、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸地区に登録された私有地に関するすべての情報が含まれている。重占領行政局の資産監督将校は、ヨルダン川西岸に対するイスラエル土地担当局の代表者であり、「ユダヤとサマリア地区」の政府資産および遺棄資産の監督者（監督者）の職名も保持している。当該職の仕事の内容には、土地の割り当て、公有地（「国有地」）の宣言、計画の承認、建設と開発、権利の譲渡などが含まれる。さらに詳しい資料については次を参照：Yesh Din 著、Through the lens of Israel's interest: **The Civil Administration in the West Bank**, December 2017。（これ以降次の通り記す：Yesh Din 著、Through the lens of Israel's interest）。

- 4) イスラエル人の違法な建設を事後的に承認するためのイスラエルの方針に関する詳細については、例えば次を参照：Yesh Din 著、**The Age of Regularization - The Zandberg Committee Expropriation Report for Retroactive Authorization of Israeli Outposts and Illegal Construction in the Settlements: Analysis, Ramifications and Implementation**, January 2019。

この報告書には、2つのケーススタディが含まれている。1960年代初頭、ヨルダン政府は、ヨルダン川西岸のカフル・アカブ村とアル・カーダー地区の土地の所有権の確定作業を開始した。イスラエルがヨルダン川西岸を占領したとき、両地区の確定手続きは中止された。しかしながら、その段階で、所有権の確定作業はかなり進んでいた。村の土地の所有権の調査が行われ、完了しており、区画には所有者によって標示柱が設置された。どちらのケーススタディも、イスラエルが「国有地」宣言を利用してどのようにして私有地を奪い取り、イスラエル人の入植地と無許可の入植地であるアウトポストでの違法建築を事後的に許可してきたかを示している。

2020年11月29日、イスラエル最高裁判所^{訳者中}はパレスチナ人の地主が、イェシュ・ディン⁵の支援を受けてカフル・アカブ村から起こした訴訟を却下した。訴状は、村のなかで所有権の確定手続きが開始されたが完了しなかった土地の状況と、そこで「国有地」宣言を行っているイスラエルの権限に関して異議を申し出た。国の立場を容認する判決は、イスラエルが所有権を奪い取る政策を是認している。この方針は、パレスチナ人のヨルダン川西岸の財産権を侵害し、国際法の規則に違反している。さらに、この判決により、所有権確定の手続きが完了していないその他のパレスチナの個人およびコミュニティが損害を被ることになる。裁判所が訴訟を却下した後、土地所有者とカフル・アカブ村評議会議長は、最高裁判所拡大委員会での追加の審理を求める申立を提出した。申立は未決である。⁶

この報告書の**第1章**では、1950年代にヨルダン川西岸で行われたヨルダン政府による所有権の確定とその一時停止の影響について説明する。**第2章**では、イスラエルの「国有地」宣言の範囲に関する入手可能なデータを検討する。その土地ではヨルダン政府によって所有権の確定手続きが進められており、所有権申告台帳が作成される段階に達していたが、イスラエルがヨルダン川西岸を占領した後、一時停止された。この章はまた、イスラエルが植民地主義の入植企業の利益のために所有権確認の一時停止をどのように悪用しているか説明する。**第3章**では、イスラエルの国有地宣言という方針を法律面で分析し、これがヨルダン川西岸のパレスチナ人の財産権を著しく侵害し、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸地区で施行されている法律と国際法の両方に違反していることを明らかにする。最後に、**第4章**では、このレポート全体で言及されている2つのケーススタディを紹介する。

5) **HCJ 5426/17, Barkat et al v. the Head of the Civil Administration et al** (これ以降次の通り記す: **HCJ 5426/17**), Judgment, November 29, 2020.

6) **HCJFH 9068/20, Barkat et al v. the Head of the Civil Administration et al** (これ以降次の通り記す: **HCJFH 9068/20**), Motion for a further hearing, December 24, 2020.

訳者注：イスラエルにおいては、最高裁判所は上訴裁判所に加えて高等裁判所としての二重の役割を果たす。高等裁判所の役割では、最高裁判所が第一審の裁判所としての役割を果たし、市民など個人が国の決定に対し起こす訴訟を扱う。上訴審と同様に最高裁判所判事が扱い、上告はない。したがってここでの判決が最終司法判断となる。

この報告書はイスラエルによる土地奪取の方針を説明している。この土地奪取はヨルダン川西岸の土地に対するイスラエルの支配を強化し、ヨルダン川西岸でのすべての違法な建設を事後的に正当化するというイスラエルの多岐に亘る取り組みと切り離すことができない。



軍占領行政局が設置した看板 (Peace Now 提供):
「国有地 - 侵入禁止」ヨルダン川西岸軍占領行政局、政府資産監督者

ヨルダン川西岸における土地所有権の確定と、 その一時停止

土地所有権の確定

ヨルダン川西岸の土地法は、イスラエルの占領前に施行されていた法律に基づいている。これには、オスマン帝国土地法及び、英国委任統治時代そしてヨルダン政府の規則による修正と追加が含まれる。ヨルダン川西岸の土地管理には、さらに考慮すべき2つの要素がある。まず第1に、国際人道法（IHL）の規則（占領軍に適用され、占領体制下で生活する人々の権利を保護する規則の法的枠組み）がある。第2に、イスラエルがヨルダン川西岸を占領した後、軍司令官（GOC 中央司令部）によって発せられる軍命令がある。これは、国際法の諸規則に従った内容に基づく必要がある。

第一次世界大戦までこの地域を支配していたオスマン帝国は、明確で体系的な土地登記制度を持っていなかった。オスマン帝国土地法では、土地を登記所（タブまたはタブと呼ばれる）で登記する必要があり、実際に土地が登記されている場合もあった。しかし、多くの住民や農民は、これを基に課税されたり徴兵されたりするのではないかとの懸念から、自分たちの土地の所有権登記を控えていた。1928年、英国委任統治政府は支配下にあるパレスチナで土地所有権の確定作業を開始した。そしてヨルダン王国は1950年代初頭にヨルダン川西岸の土地所有権確定のこのプロセスを継続した。⁷

土地所有権の確定は、所有権の包括的で、測量に基づく登記簿の作成を目的としている。領土内のあらゆる土地の所有権は、そのような登記簿で確実に識別することが可能で、その場で統治者（国）と個人との所有区分、隣人同士の所有区分を明らかにする。土地と所有権の区分を調べるためには、土地を測量し、所有権登記を行うためのリソースが必要である。

つまり、所有権の確定は、統治者が行う体系的で中央集権的なプロセスであり、支配する土地の土地所有権を特定し、その後登記することになる。個人の主導で個別に行われる、また個人の意志と彼らの限られたリソースに頼って行われる所有権の登記（つまり、最初の登記）とは異なり、所有権の確定は、統治者の強制力と財源に依存することになる。

7) Land (Settlement of Title) Ordinance, 1928, **Official Gazette of the Government of Palestine**, 1928; Lands and Water Settlement Law and its Amendments No. (40) of 1952 (henceforth: **Jordanian Settlement Law**). 所有権確定作業の開始に関する英国委任統治政府の意見の詳細については次を参照：Haim Sandberg 著, **Land Title Settlement in Eretz-Israel and The State of Israel**, Jerusalem, 2000, (ヘブライ語) (これ以降は次の通り記す：Sandberg 著, **Land Title Settlement**), pp. 167-203)。Jeremy Forman 著, "Settlement of Title in the Galilee: Dowson's Colonial Guiding Principles", **Israel Studies**, Vol 7, No. 3, Fall 2002, pp. 61-83.

調査、測量、提示・説明、登記：ヨルダン政府による土地所有権の確定と土地所有権申告台帳の役割

1952年から1967年にかけて、ヨルダン当局は、ヨルダン川西岸の338の村と町のうち150カ所の土地所有権の確定が完了したと宣言した。⁸ イスラエルがヨルダン川西岸を占領したとき、ヨルダン川西岸の残りの村や町で進められていた土地所有権の確定作業は一時停止された。

この章では、ヨルダンによる土地所有権の確定の手続きを振り返り、その個別の段階を考察する。土地所有権の確定作業に対するイスラエルの一時停止が及ぼす影響、またヨルダンの統治下で土地所有権の確定が始まっていた土地を「国有地」として宣言するイスラエルの方針を理解するために、この確定手続きを理解することは重要である。この章は、ヨルダンの所有権確定法（1952）と、イスラエル軍事不服申立委員会でのナイーム・スリマン・タウフィーク・アユブ氏の証言に基づいている。アユブ氏は、エルサレム地区事務所での土地所有権確定の担当官および測量部長を務めた。いくつかの土地所有権確定手続きにおいて積極的な役割を果たし、1956年から1967年にヨルダン国土測量局で多くの役職に就いた。彼は、ヨルダンの土地所有権の確定のさまざまな段階と実際の適用について自らの経験に基づく証言をした。

土地所有権の確定は、特定の地域、この場合はヨルダン川西岸におけるすべての土地の所有権の包括的な登記簿を作成する目的で計画されていた。したがって、土地所有権の確定は、そのような登記を行う前の手続きであり、所有権の調査と確認がまず必要であった。

-
- 8) 個人は、**初回登記**と呼ばれる個別の手続きを通じて、土地の所有権を登記することもできる。これは任意であり、政府はこのことを奨励もしないし、時間を費やすこともしないし、この手続きを早く完了させようともしていない。ヨルダン川西岸では、初回登記をしていたとしても、所有権確定の対象となり、もし所有権確定が更新された場合、この初回登記は無効になったり、変更されたりする可能性がある。実際には、初回登記は複雑で、時間と費用のかかる手続きであるため、財政的およびその他余裕がある個人だけのための制度である。一般的に言えば、ヨルダンの土地法は、初回登記よりも、所有権確定による土地の登記を優先している。この優先は、とりわけ、初回登記を禁止する命令（この命令により所有権確定が開始された）に反映されている。(Registration of Previously Unregistered Immovable Property Law, Law No. 6 of 1964)。この命令によると、2008年までは所有権確定の対象となる土地を、初回登記手続きによって、登記することは不可能であるとされていた。しかし、実際には、そのような登記がいくつかのケースで行われていた。2008年、イスラエル軍はこの法律を変更する命令を出し、所有権確定作業が開始された地域での土地の初回登記を許可したが、限られた状況においてのみの許可であった。(Order Concerning Amendment of the Registration of Previously Unregistered Immovable Property Law (Judea and Samaria) (No. 1621), 2008.)
 - 9) Sandberg 著, **Land Title Settlement**, pp. 103-104. Ronit Levine-Schnur 著, **Land Registration Law: Registration and Settlement, and their Implications in Israel and in the West Bank**, 2012 (これ以降次の通り記す: Levine-Schnur 著, **Land Registration Law**), pp. 6, 11.
 - 10) Michael R. Fischbach 著, "The Implications of Jordanian Land Policy for the West Bank", **Middle East Journal** 48(3), 1994, pp. 492-509.

土地所有権の調査・確認は、一度に1つの地域またはコミュニティで段階的に実施される。まず、**第1の段階**は、官報および当局が土地所有権の確定作業を開始する予定の村または町でその開始宣言（確定作業の実施）を告知することであった。

第2の段階では、確定作業予定地域内での土地所有権を申告するように指示が出され、調査・確認を行ない、詳細な報告書、土地所有権申告台帳として文書化された。言い換えれば、政府は、特定の土地の所有権を主張する人は申し出るように指示したのである。次に、その申告が調査され、その土地に対する申告人の所有権を登記することが正当かどうかが決定的にされた。

確定担当職員が率いる専門家チームが第2段階を監督した。この段階は長期的で、時には数年かかる可能性があり、その間、確定チームは当該確定地域内のコミュニティに住むことにしていた。この方法は、チームが所有権申告に関して、正当で包括的で決定的な調査を確実にを行うことを目的としていた。アユブ氏は次のように説明した。「確定担当職員と測量技師で構成される確定チームのスタッフは、関係者すべての意見を聞き、正当性を保証するために、村で住民と一緒に暮らしました。」

土地を調査して情報を収集するプロセスは、実際にチームが現地に滞在する必要がある、リモートで行われるものではなかった。むしろ、これらの作業は、その土地で、かつその所有者がいる現地で行われた。



ナイーム・スリマン・
タウフィック・アユブ氏

作業を開始するため、確定作業担当者と測量技師が率いる確定チームが派遣されることになっていた。すべての居住者は、ある地域（ある土地区画）で境界線引きが開始されることを通知された。所有権確定予定地域のすべての土地所有者は、その土地での立ち会いが求められ、隣接区画との境界を示す境界線を確定作業担当者に示すように求められた。確定作業担当者は、境界線で区切られた各区画の調査マップを作成し、各区画番号と土地所有者の名前が記載された台帳を作成した。測量技師（区画境界担当者）はその土地区画の作業を完了した後、その地域内のすべての区画と所有者の名前を記載した土地台帳を作成することになっていた。¹⁴

11) ヨルダン所有権確定法、**Jordanian Settlement Law**, sections 5-6.

12) **同上**, sections 7, 10.

13) **Appeal 2/11** before the Military Appeals Committee, **Sabikh et al v. the Supervisor of Government and Abandoned Property in Judea and Samaria** (これ以降次の通り記す:**Appeal 2/11**), Testimony of Na'im Ayub, Protocol, December 22, 2015.

14) **Appeal 50/14** before the Military Appeals Committee, **Mussa et al v. the Supervisor of Government and Abandoned Property in Judea and Samaria**

2人以上の者が同じ区画に関して所有権を主張するなどの紛争が発生した場合、その問題は仲裁のため確定担当職員に持ち込まれた。確定担当職員は、複数の証人の意見を聞き、証拠を検討し、対立する主張の解決のため妥協案を提案する権限を与えられていた。¹⁵

所有権申告台帳に異議がある場合は、確定担当職員に不服申し立てを提出できた。異議は調査され、複数の証人の意見を聞き、証拠が検討されることになっていた。その後、確定担当職員は異議についての報告書を作成した。¹⁶

アユブ氏は、確定担当職員は、所有権申告台帳を作成してアンマンの本庁に送る前に、所有権申告に関する紛争に関して聴取し、調査したことを強調している。

質問：所有権申告台帳を作成するときに同じ区画に対して2つの申告がある場合、対立する申告はどこで調停されますか？

回答：確定責任者は、所有権申告台帳に対する異議を検討してから、アンマンに送付します。書類は十分に調査された後にアンマンに送られます。¹⁷

次に、所有権確定チームは土地区画を調査し、道路と個人の区画を含む調査マップを作成し、間違いを防ぐために、地図の照合確認をした。

境界確定後、その土地区画が測量され、すべての区画の詳細で包括的な調査マップが作成される。これはブロック測量とよばれた。そして、すべての区画、小道、道路を示す境界柱が建てられた。すべての区画は道路に面していることが必要であった。区画の測量作業が終了後、別の測量技師が地図を確認した。それから3人目の測量技師が、境界標示柱の設置を確認する。この作業が終了すると、調査に関する技術的な作業が完了となった。¹⁸

(henceforth: **Appeal 50/14**), Affidavit submitted on behalf of the appellants, Na'im Taufiq Suliman Ayub, March 30, 2016 (henceforth: Affidavit on behalf of Ayub). An additional and similar description of the stages of settlement of title is available in another opinion submitted by Ayub in a different proceeding: **Appeal 68/13** before the Military Appeals Committee, **Abdelkader et al v. the Supervisor of Government and Abandoned Property** (henceforth: **Appeal 68/13**), professional opinion submitted on behalf of the appellants, Na'im Taufiq Suliman Ayub, Expert opinion on settlement of title procedures in Kafr 'Aqab, September 8, 2014 (henceforth: Expert opinion [Ayub]). 15 Jordanian S

15) **ヨルダン所有権確定法, Jordanian Settlement Law**, section 7.

16) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of Ayub, March 30, 2016.

17) **Appeal 68/13**, Protocol, December 9, 2014.

18) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of Ayub, March 30, 2016.

所有権確定地域での土地所有権の包括的な登記には、個人の所有権と統治者の所有権（政府資産とされる「国有地」）の両方を記録する必要がある。確定担当職員は、国の代理人およびその利益保護を委ねられた職員として、国の土地を特定する責任があった。

「政府が所有する土地の確定手続きを行っている場合、確定担当職員はヨルダン・ハシミテ王国を代表して資産を保護する義務がある」とアユブ氏は説明した。¹⁹ イスラエル軍事不服申立委員会での証言で、彼は「私たちが保護する責任がある国有地、[...] 所有権申告台帳で、区画が国に属していた場合、ヨルダン王国の財務省が所有者として記載される。」 「しかし、国はどこいるのか、いつ不服申立をするのか」という質問に、アユブ氏は「確定担当職員が国であり、彼らは国有資産を保護する責任がある。」と答えた。²⁰

したがって、確定チームの再調査により、区画または特定の土地が政府の所有物であることが明らかになった場合、この所有権は申告台帳に記録される。ヨルダン王国の申告は土地の所有権確定手続き中に作成された申告台帳に確かに文書化されていた。²¹ 国が申告台帳に申告者として表示されていない場合、それは所有権確定地域での申告がなかったことを意味する。

測量作業が終了すると、確定チームは内容を提示・説明した。測量作業の終了後、確定チーム内の測量技師の1人は、現地で各土地所有者に彼らの区画とそれに続く道路を示した。

その後、区画所有者の全員が、その土地区画内の自分の土地に行くように指示され、各所有者にその区画とすべての境界が現場で説明されることになっていた。²²

19) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of Ayub, March 30, 2016.

20) **Appeal 68/13**, Protocol, December 9, 2014. According to section 8 (4) of **Jordanian Settlement Law**, any right to land or water that is unproven by a claimant will be registered in the treasury's name, meaning the Jordanian kingdom.

21) イスラエル最高裁判所は、ヨルダン国が敵の資産の管理者としての立場において所有権確定手続きの一部として異議を提出したこと、そしてこれらの異議が申告台帳に記録されていたことを認めた。次を参照：民事申立 CA 602/82, **Heirs of Abu-Nia et al v. Mendelbaum et al**, Judgement, July 4, 1983。さらに、軍占領行政局は、国の所有地として登記されている区画が記載されている所有権申告台帳を保有している。これについては本報告書の18頁の脚注52及び、**HCI 5426/17**, Response on behalf of the petitioners, October 28, 2019, section 20 を参照。

22) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of Ayub, March 30, 2016。アユブ氏は、軍事不服申立委員会での証言でこの段階について次のように説明した。

「測量士が到着し、最初の区画から始めます。その区画の所有者は各区画において、区画の境界と標示柱を、すなわち境界がどこか、区画に通じる道がどこかを測量士に示します。」 **Appeal 50/14**, Protocol, June 20, 2017。

この段階は、所有権申告台帳完了前の調査の重要性を反映している。所有権はまだ土地登記簿に登記されていないが、実際には、その説明で個々人は自身の区画と隣接する区画がどこで始まり、どこで終わるかを知った。

土地所有権申告台帳の作成に要した複雑さと努力（そして確定チームが当該確定作業地域に長期間滞在しなければならなかったこと）は、人的労力を投入して実施するプロセスであり、申告を適切に行わせ、徹底的に調査する必要があったことがわかる。技術的手段が限られた時代には、村人の証言などが重要であった。確定担当職員には、証人の聴聞、証拠の検討、申告の調査などの公的手続きを管理する権限を付与していた。このことは、ヨルダンの支配下で、所有権申告台帳作成に備えて、所有権申告の精査の手続きが実質的に調査に基づくものであったこと、司法的な枠組みの下で行われたことを示している。そして、土地所有権の確定の**第 2 段階**が、ヨルダンの支配下で、土地所有権を決定する段階であったことを示している。

第 3 段階：所有権申告を調査した後、確定担当職員、その地域のすべての区画とそれらを結ぶ道路の詳細な調査地図、（個人および国による）申告すべてに関する詳細な説明、そして利害対立のケースの報告も含めて、調査に基づく土地所有権申告台帳を作成した。²³ これらの文書は、首都アンマンの国土調査局に送られた。

土地所有権の確定の**第 4 段階**で、アンマンの国土調査局長は、調査局に送られてくる申告台帳に基づき、確定前所有権台帳を作成した。²⁴ この所有権台帳は、作成するために行われた徹底的な確認作業のみにほぼ基づくものであった。所有権台帳には、区画面積に関する技術的調査と計算が含まれていたが、利害対立に関する新しい申告や調査の内容は含まれていなかった。その土地に滞在し、住民の主張を聞き、調査した確定担当職員や確定チームとは異なり、国土調査局長には、土地所有権の申告をめぐる紛争を調査する手段がなかった。そのため、「土地所有権台帳は申告台帳の息子のようなものであり、申告台帳に基づいている」とアユブ氏は述べている。

イスラエル軍事不服申立委員会で申告台帳の重要性を取り上げた彼の意見をもとに、イスラエル軍事不服申立委員会のスティーブ・バーマン裁判官は以下のように理解した。²⁵

ヨルダン法第 10 条に従い、確定担当職員は、申告台帳を上記の方法で完成させた、利害対立のある申告に関する案件の報告も付けて、アンマンの国土調査局長に送った。そして第 11 条に基づき、国土調査局長はこの申告台帳の更

23) **ヨルダン所有権確定法, Jordanian settlement law, section 10.**

24) **同上, section 11.**

25) **Appeal 68/13, Expert opinion (Ayub), September 8, 2014.**

なる検討（アラビア語で：徹底的な調査）を行う。これは、実質は書面上の誤りがないかどうかの実務的な調査である。その後、誤りや修正がない限り、局長は原則として申告台帳をそのまま反映した所有権確定台帳を完成させる。局長は聴聞や裁定などの実質的な行動をとることはない。言い換えれば、1967年6月以前の所有権確定のヨルダン副責任者が私の前で証言したように、要するに、土地所有権の確定に関して局長の役割は大きくはない。局長には申告台帳を法的に承認する権限があるが、更なる検討と誤りの修正後、実質は申告台帳が、局長の望む形式に整えられて土地所有権確定台帳になる。²⁶

正式決定される前の所有権確定台帳は公示された。公示後、確認地域の住民は、台帳に記載された所有権区分に関して、土地および所有権申告に関する裁定権限を有する裁判所に、30日以内に不服申立をすることができた。（もし、申立があった場合に関しては）申立に対する裁定後に、所有権確定台帳が作成され、登記簿を作成するための基礎資料として機能した。これにより当該地域の土地所有権の確定作業が完了した。²⁷

ヨルダンの統治下での土地所有権の確定手続きの各段階を調べると、最も重要な手続きは確定チームが行った所有権台帳作成であったことが分かる。この台帳は広範囲にわたる調査の結果であり、証拠となる手続きであった。申告台帳には、手続き中に確定担当職員が統治者（国）の代理人として行った申告など、確認地域の土地の所有権の最終決定に関連するすべての所有権申告が含まれている。

所有権申告台帳の役割に関して、ヨルダン政府による土地所有権の確定方法は、英国委任統治下における確定方法とは異なる点に留意することが重要である。（そして、イスラエルは、国内における方法は英国委任統治下の方法を採用した。）英国委任統治/イスラエルの所有権確定の方法は、ヨルダンの規則とは異なり、申告台帳は提出された申告されたままの内容すべての目録である。記載されているすべての申告に関しての調査・調停実施の前の状態で編集されている。イスラエルの土地法はヨルダン川西岸には適用されず、ここでは無関係のように見えるが、イスラエル当局が2つの土地システムを相互に引用することにより、誤解を招くような使い方をしているため、ヨルダンと英国委任統治/イスラエルの土地法の方法の違いを確認しておくことは重要である。ヨルダンの土地所有権確定作業がまだ完了していないことがヨルダン川西岸の土地所有権区分に与える影響を最小限に抑えるために、イスラエル当局はその事実を知らず意図的に都合の良い引用をしている。イスラエルは、「国有地」宣言という方針を正当化するためにこのような引用を行っている。すなわち、所有権申告台帳で明らかになっている事実を無視し、さらに言えば、

26) **Appeal 2/11**, Judgement, June 3, 2016, Opinion of Judge Steve Berman, pp. 20-21 (筆者が太字で表示)。次の文献も参照：Levine-Schnur 著, Land Registration Law, pp. 289-290.

27) **ヨルダン所有権確定法, Jordanian settlement law**, section 16.

28) Sandberg 著, Land Title Settlement, pp. 217-219. 15

そのような台帳作成のためにヨルダンが行った所有権確認の手続きを完全になかったものとし、パレスチナ人の財産権を侵害したのである。²⁹

オスマン帝国土地法: ミリの土地

1858年に編纂されたオスマン帝国土地法では、土地は5種類に分類されており、それぞれ異なる基準が適用された。この章では、5種類の土地のうちの1つ、ミリの土地（農業に使用され、とりわけ村の近くで耕作地として使用されている土地）に焦点を絞って説明する。³⁰ 現在のイスラエル、ガザ地区そしてヨルダン川西岸の大部分は英国委任統治下ではミリの土地であった。³¹

ミリの土地の保有権は使用权であり、使用を条件としていた。³² オスマン帝国土地法の第78条は、ミリの土地を10年間継続して保有し耕作した人は誰でも、その土地を自身の名前に移転登記し、保有権を証明するタブ（またはタブ土地登記所のこと）登記証を無料で受け取る権利を有するとしている。³³ 同時に、ミリの土地の耕作を止めることは権利の喪失につながる可能性があった。土地法第68条によると、3年間継続して土地の耕作をしなかった

29) 例えば、イスラエル当局の誤解を招く姿勢は、カフル・アカブ村の地主が起こした訴訟に対する国の対応に反映されている。この対応において、イスラエルはヨルダンが行っていた所有権確定手続きにおいて各地主がどの段階にあったかその違いを無視し、ヨルダンの所有権申告台帳は、英国委任統治時代の申告台帳と同種であると説明し、次の主張を行った。「申告台帳に記載されている申告は根拠がある、あるいは証明されていると推測することは不可能であった。」(HCJ 5426/17, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, section 39)。これは明らかに、ヨルダン政府が行っていた所有権確定に関する誤った主張である。

30) オスマン帝国土地法(1858年)、第3節。この法律は、ミリの土地以外に、次のような土地のカテゴリにも対応している。ムルク - 完全に私的に所有されている土地。マワット - いかなる目的にも使用されておらず、村や町から離れた所にある空き地であり、耕作されていない土地。村や町のそばにある土地は、マワットとは見なされない。耕作可能な場合、そのような土地はミリと見なされる。マトルーク - 公共用途の土地。例えば、牧草地や公道などの公共用途のために村に割り当てられた土地。ワクフ - 宗教的崇拜または文化的または福祉上の必要性など特定の目的に使われる土地。(オスマン帝国土地法, Ottoman Land Code [1858], section 1. Moshe Duchan 著, **Land Law in the State of Israel**, (ヘブライ語) 5713-1952 [これ以降は次の通り記す: Duchan 著, **Land Law**], pp. 39-62)。

31) Report by His Majesty's Government in the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Council of the League of Nations on the Administration of Palestine and Trans-Jordan for the year 1930, section IV, paragraph 24。

32) オスマン帝国土地法の下でのミリの土地に対する権利には、2つの構成要素があった。第一に、ラカバがある。これは、土地の「コーパス(実体)」に対する恒久的な所有権、または土地に対する主権と表現してよい。第二に、タサールフがある。これは、土地を使用する権利と付随する利益を含む用益権である。ミリの土地の場合、ラカバは統治者に属し、タサールフは個人に与えられる。用益権の譲渡は、政府が個人にクジャン（土地登記所(トルコ語でタブまたはタブ)が発行する証書)を付与することによって実施され、この用益権を保有する個人は、自分の土地に対して税金を支払う義務があった(オスマン帝国土地法, **Ottoman Land Code** [1858], section 3. Duchan 著, **Land Law**, pp. 43-44, 46-47, 78-79)。

33) オスマン帝国土地法, Ottoman Land Code (1858), section 78. Duchan 著, **Land Law**, pp. 314-316。

場合、ときには、その土地は国の完全所有に戻る可能性があった。³⁴

しかし、オスマン帝国土地法は、土地を国に戻すのではなく、個人の土地に対する権利を維持することを促す一般原則を反映し、個人がミリの土地に対する権利を喪失することがないようにしていた。したがって、正当な理由で耕作が停止されていた場合は、土地保有者が権利を失うことはなかった。いずれにせよ、耕作が停止された理由に関係なく、土地を国の完全な管理下に戻す前に、国は過去に土地を保有し、耕作した個人がタブ（登記）料を支払うならば、彼らの土地購入を認めねばならなかった。³⁵

英国委任統治時代に開始され、ヨルダンの支配下においても継続していた土地所有権の確定作業では、ミリの土地に対する権利付与の方法に変更が加えられた。この変更により、国の土地所有権（ラカバ）（最終的には国の権利は継続していた）と土地の用益権（タサールフ）（個人に与えられていた）を区別する独自のシステムがなくなった。³⁶

ミリの土地の使用権を証明した個人には、所有権の確定が完了すると、その区画に対する完全かつ永続的な所有権が与えられ、土地登記簿に登記された。その結果、国はその区画に対するすべての権利を失った。一方で、確定手続きで政府の財産として登記された土地については、個人はもはや、時効取得（一定期間にわたる使用の事実により権利を取得すること）により、所有権を得ることができなくなった。つまり、一度所有権が確定すると、個人の所有権とその土地での個人の耕作の有無との関連は完全に無くなった。³⁷

ヨルダン川西岸での土地所有権の確定作業の一時停止

1967年までに、ヨルダン川西岸の土地の30～40%（東エルサレムを除く）の土地所有権の確定作業がようやく完了した。³⁸ イスラエルによるヨルダン川西岸の占領後、イスラエル軍の司令官はすべての土地所有権の確定手続きの一時停止を命令し、ヨルダン川西岸の土地のほとんどは土地所有権が未確定の状態となった。すなわち、ほとん

34) オスマン帝国土地法, Ottoman Land Code (1858), section 68. Duchan 著, **Land Law**, pp. 330-333.

35) 同上。次も参照: **HJ 5426/17**, Opinion on behalf of the petitioners, Ronit Levine-Schnur, Expert opinion, October 6, 2019 (これ以降は次の通り記す: **HJ 5426/17**, Levine-Schnur, Expert opinion), paragraph 26.

36) 脚注 32 を参照。

37) Sandberg 著, **Land Title Settlement**, pp. 233-244.

38) 比較のために記すが、東エルサレムを含むイスラエルの土地の約 96% が包括的なプロセスで所有権登記された (Levine-Schnur 著, **Land Registration Law**, pp. 4-6)。英国の委任統治期間中に完了した所有権確定の大部分は、後にイスラエル国となった土地と、ガザ地区に位置する追加の小さな地域に対するものであった (Sandberg 著, **Land Title Settlement**, p. 335)。

どの土地がどの所有者の土地登記簿にも登記されていない状態となった。³⁹ 一時停止とは、土地所有権の確定手続きを取り消すのではなく、凍結させて将来のある時点まで確定手続きの完了を遅らせることを意味し、それ以前の手続きを無効にすることではない。

イスラエルの説明によると、ヨルダンの土地所有権の確定手続きを一時停止した軍事命令は、占領国としてのイスラエルの責務遂行という理由から出された。イスラエルは理由として特に、次の事実を指摘する。占領地から追放され、あるいは逃げ、「不在者」と見なされている所有者がいること、そしてもし確定手続きが継続されると、それら所有者は自分たちの権利請求が出来なくなること。すなわち、土地所有権の確定作業を継続することは、彼らの財産権を侵害するという事実を指摘する。その他の理由としては、財政的負担、また、さまざまな関連文書が足りず、その一部はヨルダンにあるため確定手続きが技術的に困難であった等である。⁴⁰

土地所有権の確定手続きの一時停止によって、私的土地所有の様々な状態を生み出すことになった。所有権喪失の可能性が全くない土地もあれば、所有権喪失の可能性のある土地もある。

登記された私有地 - 個人が所有する土地。これは土地所有権の確定作業の際に、ミリの土地に対する所有権申告が認められ、確定しているケース。所有権は土地登記簿への登記によって守られる。したがって、これらの申告済みの住民はもはや時効取得に頼る必要はない。⁴¹

未登記の私有地 - 土地所有権の確定作業が実施されなかったミリの土地。したがって、所有権は土地登記簿に登記されていない。所有権は、とりわけ、実質的かつ継続的な耕作を条件とするために、法律上正当でない理由で耕作を停止すると、土地の権利を喪失する可能性がある。

39) Order Concerning Land and Water Settlement (Judea and Samaria) (No. 291), 1968.

40) 「ユダヤとサマリア地区」の政府資産および遺棄資産の監督者は、2008年に起こされた訴訟においてこの決定について次のように説明した。「六日戦争の後、所有権の確定作業は一時中止された。」これがなされた理由は、交戦中における占領は一時的なものであり、そのような状況で権利に関する絶対的な決定はされるべきでないこと、所有権確定の記録文書をヨルダンに渡してしまうべきでないこと、確定作業に高い費用を支払うべきでないこと、および1967年にその地域を去った多くの権利保有不在者の権利を損なうかもしれないこと等である。(HCJ 9296/08, **Commander of IDF Forces in Judea and Samaria v. the Military Appeals Committee**, 5 November 2008 [この訴訟は取り下げられた])。また次も参照。Eyal Zamir 著, **State Land in Judea and Samaria – Legal Survey** (ヘブライ語), Jerusalem: Jerusalem Institute for Israel Studies, 1985 (これ以降は次の通り記す: Zamir 著, **State Land**), p. 27. Yesh Din 著, **Settlement of title in Area C of the West Bank – Violation of international law and infringement of Palestinians’ rights**, February 2021 (これ以降は次の通り記す: Yesh Din, **Settlement of Title in Area C of the West Bank**)。

41) オスマン帝国統治時代に発行された土地登記証書(クシャン)を所有する個人は、同様の地位を享受するとされているが、彼らの土地の所有権はヨルダンの土地登記簿への登記によって守られていない。

所有権確定手続きが完了していない土地 - ヨルダン時代の土地所有権の確定作業により申告された土地。しかし、イスラエルが確定手続きを一時停止したため、最終的な所有権の登記を意味する土地登記簿には、当該所有者の所有権が登記されなかった。

イスラエルが所有権確定手続きを一時停止したとき、ヨルダン川西岸での個人および国の両方の土地所有権の包括的な登記が停止されたとされている。しかし実際には、1980年代以降、イスラエルはヨルダン川西岸の土地を「国有地」（その土地はイスラエル政権から資金提供を受け、支援される）と宣言する方針を進めている。さらに、イスラエルは、確定手続きが完了はしていないが所有権確定の申告が記録されている土地と、所有権確定手続きがまだ何も実施されていない土地との区別をなくすことを意図している。

所有権確定手続きの一時停止は、「国有地」宣言の方針と相まって、イスラエル軍政府が、土地を個人の所有地として登記するのではなく、土地を取得するための独占的かつ絶対的に優位な状況を生み出している。

イスラエルの入植地企業の利益のために、土地所有権 確定手続きの一時停止による影響を利用する

国有地の宣言

「公有地」または「国有地」とも呼ばれている土地は、私有地ではなく、統治者に管理を委託されている土地である。このような土地はコミュニティの建設やインフラ施設の設置など、公共ニーズに使用されるためのものである。国際法によると、これらは、被占領国住民のものであり、彼らのニーズに対応することを目的としているため、占領者はそのような土地を自らの所有地のように扱う権限は与えられていない。

登記されているかどうかに関わらず、私有地ではないヨルダン川西岸のすべての土地は、公式には公有地と見なされる。イスラエルの占領体制の下では、そのような土地は「政府資産」とされており、軍占領行政局はその管理を任せられている。⁴²

例えば、所有者が所有権を証明するタブ登記証を持っておらず、何十年も耕作されていないミリの土地の区画は、土地登記簿にたとえ政府資産として登記されていなくても政府資産だとみなされる。しかしながら、軍占領行政局が特定の区画を管理したり他の機関に割り当てたりするためには、政府資産管理者がその土地を実際に所有していることが条件となっている。

イスラエル軍事政府は、政府資産と見なす土地を所有するために「国有地」と宣言するメカニズムを採用した。⁴³ したがって、公的に言えばある区画は軍占領行政局が「国有地」と宣言したかどうかに関わらず政府資産であるが、その宣言の布告は土地の将来の使用とその状態に決定的な影響を及ぼすことになる。⁴⁴

42) Zamir 著、**State Lands**, pp.28-29。Order Concerning Government Property (Judea and Samaria) (No. 59), 1967 (これ以降は次の通り記す：Order Concerning Government Property、政府資産に関する命令) は、政府財産と見なされる土地、およびそのような土地に関する政府資産管理者の義務と権利を定義している。

43) イスラエルの国有化宣言方針は（ある地域が「国有地」であるとイスラエルが決定する際の条件を示しているが）概して、オスマン帝国土地法の非常に議論的となっている解釈に基づいていることについては注目すべきである。この解釈はヨルダン統治時代の慣習的な解釈とは異なり、土地を政府資産として分類・定義することを促進することに繋がっている。詳細については次の文献を参照のこと。B'Tselem 著：Under the guise of legality: Israel's declarations of state land in the West Bank, March 2012 (これ以降は次の通り記す：B'Tselem 著、**Under the guise of legality**)。Raja Shehadeh 著、"The Land Law of Palestine, An Analysis of the Definition of State Lands", **Journal of Palestine Studies** 11(2), 1982, pp. 82-99。

44) 個人は、「国有地」と宣言された土地であっても、初回登記と呼ばれる独立した手続きを通じて、土地の所有権の登記を要求することもできるとされている（前述の脚注 8 を参照）。（Ministry of Justice, **Report of the Committee Appointed to Investigate the Issue of Land Registration in Judea and Samaria**, Jerusalem, 2005, pp. 21-22 [ヘブライ語]）。しかしながら、問題の土地が既に「国有地」と宣言されている場合、初回登記を行うのは明らかに困難であり、すでに第三者に割り当てられている場合はさらに困難である。

なぜなら、国有地宣言という布告は重要な意味を持ち、自らの土地を「国有地」と宣言されたパレスチナ人は、イスラエル軍事不服申立委員会に不服申立を起こすことができる。この委員会は司法裁判所として機能するが、その決定（初回登記に関する問題を除く）は、軍占領行政局の承認を条件とする勧告である。⁴⁵

1979年まで、イスラエルは軍事的に必要だとして、パレスチナ人の私有地を収奪し、それをイスラエルの入植地の建設に割り当ててきた。この慣行を禁じたエロン・モレ事件の最高裁判所の判決の後には、イスラエルは、「国有地」と宣言した土地にイスラエル人入植地を建設することにその方針を変更した。⁴⁶ 軍占領行政局は1980年代以降に、ヨルダン川西岸の約100万ドナムを「国有地」と宣言した。さらに、少なくとも527,000ドナムの土地が、ヨルダン政府または以前の政権によって政府資産として登記されていたが、ヨルダン川西岸をイスラエルが占領した後、イスラエル軍の信託に譲渡された。⁴⁷

イスラエルの軍事政権が「国有地」と宣言する土地をどのように使用するかは、宣言の布告において非常に重要である。政府資産である土地は、一般的な公共のニーズ（道路、公共施設、公園など）に使用されることになっている。にもかかわらずイスラエルは、「国有地」と宣言された土地を、ほぼ独占的に被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸地区の入植地政策のために使用し、パレスチナ人の個人とコミュニティがこの土地を利用することを困難にしている。パレスチナ人は、1967年以来、ヨルダン川西岸で軍占領行政局があらゆる目的で使用している「国有地」のわずか0.25%を割り当てられているにすぎない。⁴⁸

45) Zamir 著, **State Lands**, p. 33. Order Concerning Government Property, 政府資産に関する命令、sections 6A, 6B; Order Regarding Appeals Committees (Judea and Samaria) (No. 172), 5727-1967, section 2 of the appendix.

46) **HCI 390/79, Dweikat et al v. Government of Israel et al.**, Judgement, October 22, 1979. この方針の詳細については次を参照。B'Tselem 著, **Under the guise of legality**. B'Tselem 著, **Land Grab: Israel's Settlement Policy in the West Bank**, May 2002.

47) 国家会計監査役によると、1979年から1992年にかけて、軍占領行政局はヨルダン川西岸の土地の908,000ドナムを「国有地」と宣言した。2000年の時点で行われた宣言に関する正確な情報はないが、軍占領行政局が提供したBimkom – Planners for Planning Rightsの情報によると、2003年から2009年に5,114ドナムの土地が「国有地」と宣言された。さらに、軍占領行政局の地理情報システムの分析によると、2012年から2015年にかけて、約63,777ドナムの土地が「国有地」と宣言された（次の文献を参照：State Comptroller 著, **Annual Report 56A for 2005** [ヘブライ語], p. 206. B'Tselem 著, **Under the guise of legality**, pp. 11-13. Yesh Din 著, **From occupation to annexation**, pp. 20-21)。

48) Yotam Berger 執筆, 「"Palestinians Have Received 0.25% of State Land Israel Has Allocated in the West Bank Since 1967", **Haaretz 紙**, July 18, 2018. YeshDin 著, 「**Through the Lens of Israel's Interests": The Civil Administration in the West Bank**, pp. 16-18. 及び"Re: Inclusion of state land, Jewish-owned land and acquired land in the jurisdiction of regional councils": Deputy Defense Minister conclusion January 30, 1981 (Akevot website を参照)。

ヨルダン川西岸の占領という背景の下でイスラエルが「国有地」を宣言することは、実際に意味するところは将来的にイスラエルの入植地として使用される土地、あるいは、現在イスラエル人入植地のために使われている土地のための宣言である。イスラエル人入植地の建設そのものが、まさに国際法に反しており、パレスチナ人の移動、およびその他の基本的な権利を組織的に侵害している。

「国有地」宣言により、ヨルダン川西岸占領後実施されてきた土地所有権確定作業が一時停止された

イスラエルがヨルダン川西岸を占領する前に、ヨルダン政府による所有権確定の対象となった土地の範囲、すなわち、権利関係の確定作業がイスラエルによって一時停止される前に、どこまで進められていたかについて、私たち完璧な情報をもっていない。イスラエル当局も把握していないようである。⁴⁹ したがって、このような土地について、軍占領行政局が行った「国有地」宣言の範囲を総合的に調査・検討することは不可能である。

さらに、カフル・アカブ村の住民による不服申立ケースの中で軍占領行政局によって提供された情報によると、イスラエルは、徐々に、少なくとも 41,000 ドナムの土地（これらは、ヨルダン政府の土地所有権確定作業において作成された申告台帳に含まれている）を「国有地」と宣言していたことがわかる。事実上、これらの宣言は、北から南まで、ヨルダン川西岸の 16 ものパレスチナの村と町の地域で実施された土地所有権確定手続きを無効とした。ジェニン地区から、タルカルム、カルキリヤ、ラマツラを通り、エルサレム、ベツレヘム、ヘブロンの各地区に至る範囲である。⁵⁰

所有権確定手続きが完了しているとしても、土地を個別に確認しない限り、これらの 41,000 ドナムの土地の所有区分の実態がどうなっているかを知ることは不可能である。しかし、多くの場合、ヨルダン政府によって政府資産として登記されていた土地の範囲は、イスラエルが「国有地」と宣言した土地の範囲と比較してはるかに少ない可能性が高い。そう判断する訳は、次の 3 つの議論に基づく。

まず、私たちのデータによれば、所有権の確定作業のなかでヨルダン政府が政府資産として申告した土地の範囲はほとんどの場合限られており、イスラエルが「国有地」

49) **H CJ 5426/17**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, sections 113-116. **同上**, Response on behalf of the respondents to the petitioners' request for additional details, May 14, 2019, section 23.

50) **同上**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, sections 113-116. **同上**, Response on behalf of the respondents to the petitioners' request for additional details, May 14, 2019, section 23.

この裁判記録の 21 頁の地図を参照。

と宣言した地域よりもはるかに少ない。たとえば、この報告書で説明している2つの村のケースの調査において、「国有地」宣言された土地の総面積は1,208ドナムであるが、イスラエルが後に「国有地」と宣言したこれら土地に対して、ヨルダン政府が何らかの所有権申告をしていたという証拠はない。また、私たちが調べた限りでもそのような申告はなかった。⁵¹

さらに、たとえヨルダン政府が政府資産として申告していたとしても、これらの土地は間違いなく、イスラエルが「国有地」と宣言したよりもはるかに狭い地域に関する申告であったと思われる。

政府資産管理者（「国有地」宣言に署名する責任者）は、カフル・アカブ村で「国有地」と宣言された地域で、ヨルダン政府が所有権申告をしていたかどうか尋ねられたとき、単に「知らない」と答えている。また、アル・カデルにある入植地の地域でヨルダン政府が所有権申告をしていたかどうか尋ねられたときも、彼は「私は何も知らない」と答えている。⁵² ブルーラインチーム長と軍占領行政局のインフラ部門は同様に答えている。⁵³ しかし、パレスチナの土地所有者たちは、イスラエルが「国有地」と宣言した地域内に自分たちが耕作している区画があることを、またこれら区画が自分たちの私有地であると証言している。

軍占領行政局は、ヨルダン政府のヨルダン川西岸での所有権確定作業に際して作成された所有権申告台帳に関する包括的な情報を持っていないと主張した。しかし、軍占領行政局は間違いなく、アル・カデルの土地に関して作成された所有権申告台帳の情報を、具体的には、申告台帳の一部として作成された地図および土地の区分表を持っている。軍占領行政局局長は、イスラエルの利益のために役立つ場合は、ヨルダン政府の作成の所有権申告台帳を利用することさえした。これは、インフラ部長の証言から明らかである。同部長はこの区画に関する計画手続き中に、アル・カデルの土地区画の現状について次のように言及した。

これは、国有地として宣言された地域の区画である。これは正確な区画名ではないが、「第91区画」と呼ぶことにする。この区画は、アル・カデルの所有権申告

51) 同上, Petition for an order nisi, an interim order and a temporary injunction, July 5, 2017, section 169-170.

52) **Appeal 68/13**, Protocol, December 9, 2014; **Appeal 50/14**, Protocol, July 20, 2017.

53) **Appeal 68/13**, Protocol, December 9, 2014; **Appeal 50/14**, Protocol, November 8, 2017. ブルーラインチーム（タスクフォース）は1999年に設置された。その正式な目的は、現代のデジタル手段を使用した管理によって、過去に行われた「国有地」宣言の境界を調査、および調整または修正することである。（the Civil Administration, Amendment to the procedure for the task force examining the boundaries of state land – The procedure for publication and correspondence, (ヘブライ語) August 11, 2015）。チームの詳細については次を参照。Kerem Navot 著, Blue and White make Black: The Blue Line Team in the West Bank, December 2016.

台帳にヨルダン国の名義で登記されている区画であった。疑義を払拭するために、政府資産監督者は 2014 年にこの区画を国有地と宣言した。⁵⁴

第 2 に、イスラエルのオスマン帝国土地法の解釈は、英国委任統治政府およびヨルダン王国が適用していた方法とは異なるものである。ヨルダンの解釈とは異なり、イスラエルの解釈によれば、統治者は土地の所有権を容易に要求してよいことになっている。その結果、自分たちの所有権を守ろうとする個人は障壁に直面することになった。⁵⁵

そのため、また原則的にはヨルダン政府が所有権確定作業の際に申告していた土地は、イスラエルの方針を特徴付けている「国有地」宣言の範囲と比較すると、狭い範囲の土地であった。

第 3 番目に、ある個人が仮にヨルダンが実施していた土地所有権確定作業に参加して、土地所有権を申告し、その申告が当該村の所有地申告台帳に記載されていたとした場合でも、軍占領行政局の「国有地」宣言の方針では、その個人は土地の耕作を止めた場合、所有権を失う可能性があることになっている。⁵⁶ この方針の下では、土地所有者が土地所有権確定作業に参加していたとしても、土地所有者の権利を奪う可能性がある。その所有者の所有権は、その登記手続きが予定通り完了すれば、やがて土地登記簿に登録されるはずであったものである。

1982 年に軍占領行政局が村の土地の一部を「国有地」と宣言した後、カフル・アカブ村の住民が提出した不服申立の結果は、この権利喪失の可能性を示唆している。1960 年代に、カフル・アカブ村の土地の所有権確定作業が実施され、その一環として所有権申告台帳が作成された（このケースについては、このレポートの後半で詳しく説明する）。それにもかかわらず、軍占領行政局は 1970 年代後半から 1980 年代初頭にかけての耕作実態に基づいて、カフル・アカブ村の土地の一部を「国有地」と宣言した。カフル・アカブ村の住民がこの宣言に不服申立を起こした後、軍事不服申立委員会は、

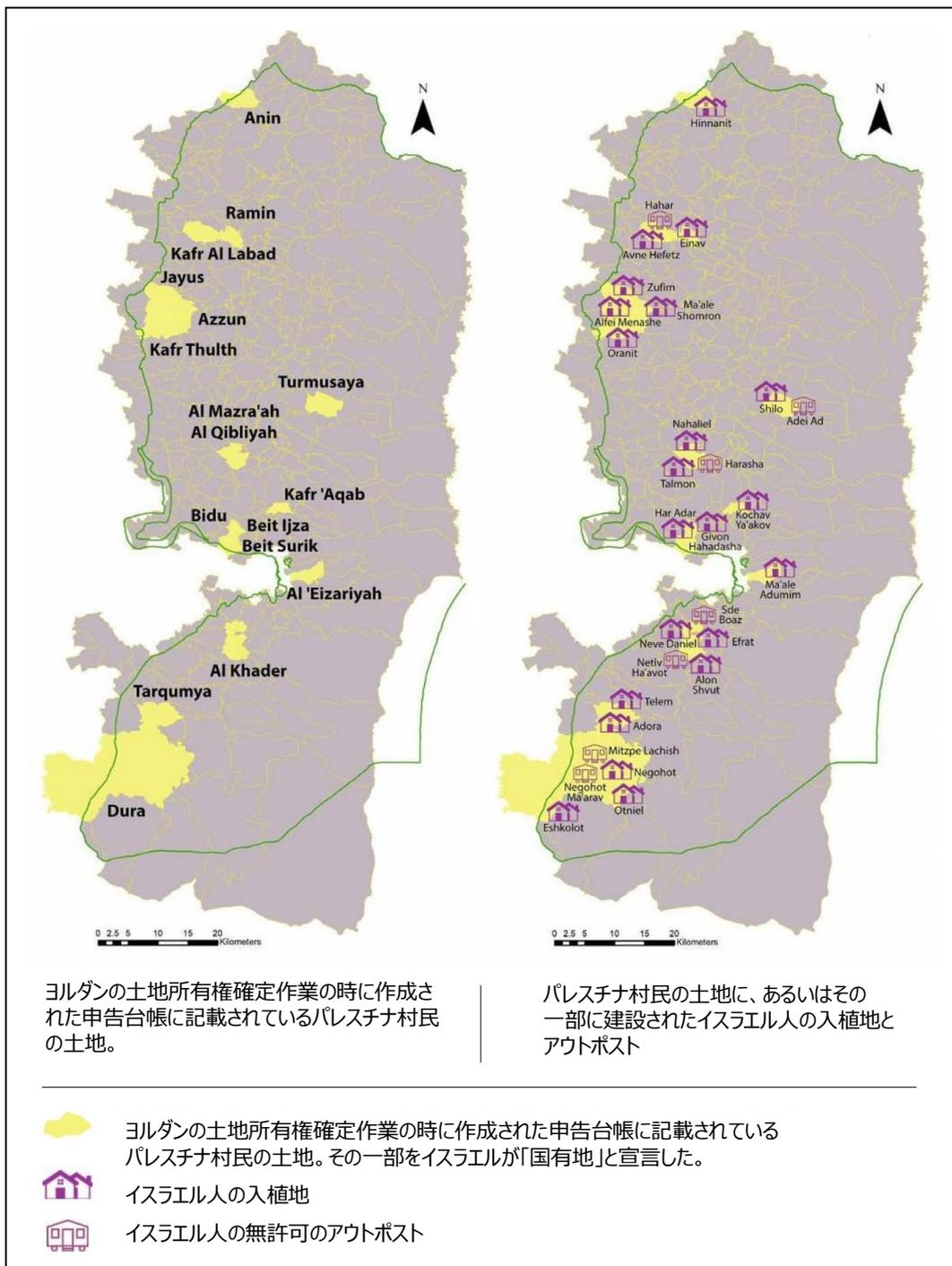
54) The Supreme Planning Committee, subcommittee for settlement, Protocol of hearing number 2017011, p. 27, Plan JS/405/11: Alon Shvut (plot no. 91), October 17, 2017 (our bolding). このヒアリングの主題は、最高裁判所の判決によって命ぜられた無許可のアウトポスト、ネティブ・ハアポートの居住者の退去後の一時的な場所の計画に関してであった。

55) たとえば、英国委任統治政府とヨルダン政府は、オスマン帝国土地法の第 78 条に従って、その区画において長期間にわたり栽培を行っていることを土地の所有権を取得するための条件として認めていたが、イスラエルは、78 条のより厳密な解釈を行ない、当該区画の少なくとも 50%の土地で栽培が行われていることを、個人の土地所有権を与えるための条件とした。(B'Tselem 著, **Under the Guise of Legality**, pp. 28-60)。

56) **HCJ 5426/17**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, sections 100-103.

(1960 年代の) ヨルダン政府の土地所有権確定作業の際、所有権申告が提出されたときの耕作実態に応じて国有地宣言の領域を再調査するように命令した。これにより、軍占領行政局によって「国有地」と宣言された土地の約 20 パーセントが宣言の対象地域から外れた。したがって、イスラエルの厳格な方法によっても、宣言の対象となる土地の約 20%は、土地所有権確定が完了していれば、私有地として登記されているはずであった。⁵⁷

57) **Appeal 15/82** to the Military Appeals Committee, **99 residents of Kafr 'Aqab v. the Supervisor of Governmental Property** (これ以降は次の通り記す: **Appeal 15/82**).



目的：イスラエル人の入植地とアウトポストの事後承認

ヨルダン政府の土地所有権確定作業の間にこれらの 41,000 ドナムの土地の所有権申告台帳が作成されたが、「国有地」宣言された土地のほぼすべては、イスラエル人入植地が建設された地域またはその周辺にある。軍占領行政局によって提供された情報によれば、そのような「国有地」宣言は 22 のイスラエル人入植地、あるいは近隣地域の土地に対するものであったことを示している。これらイスラエル人入植地のうちの 4 入植地（テレム、アドラ、ネゴホート、ギボン・ハハダシャ）は、ヨルダン政府の所有権申告台帳が作成されている土地のうえに、あるいは殆どがその上に建設されている。⁵⁸

イスラエル人の 7 つの無許可のアウトポストはこの土地の上に建設されている。

イスラエルの方針は、地元のパレスチナ人の権利と利益とを否定しており、これは過去 10 年間で非常に明確になっている。この報告書で後述する両方のケーススタディでは、パレスチナの土地でのイスラエル人の違法な建設を事後的に承認するために、軍占領行政局はヨルダン政府作成の所有地申告台帳に含まれる地域で「国有地」宣言をしている。

軍占領行政局のブルーラインチームの責任者であるギラド・パルモンは、これは 2013 年にカフル・アカブ村の土地を、2014 年にアル・カデルの土地を「国有地」宣言した目的であったと明確に述べた。例えば、違法なアウトポストであるネティブ・ハ・アボットの地域にあるアル・カデルの「国有地」について質問された際に、パルモンは次のように証言した。

質問：この宣言の最終目的は何でしたか？

回答：土地の所有状態を調べること。

質問：何を見越して？ どのような目的で？

対応：建築計画手続きにおいて、アウトポストを事後承認することです。

質問：違法建築の事後的承認を意味しますか？

回答：はい、私の知識と理解の限りでは。⁵⁹

したがって、イスラエルは、アル・カデルとカフル・アカブ村の土地を「国有地」と宣言することにより、イスラエルの違法な入植地建設を事後的に許可しようとした。もともと、土地所有権確定作業が開始された場所はどこでも、所有権が国に属するか、あるいは個人に属するかを、土地所有権確定作業を通して決定するというものであった。

イスラエルはヨルダンが進めていた土地所有権確定作業を一時停止し、私有地の登記を停止した。しかし、ヨルダン川西岸地区でイスラエルの入植を拡大し、そこで

58) **HCJ 5426/17**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, sections 102-103. 国の回答は Alon Shvut を除く 21 の入植地について言及した。実際には 22 の入植地がある。

59) **Appeal 50/14**, Protocol, November 8, 2017.

のイスラエル人の違法な建設を事後的に承認することにし、イスラエルは土地所有権確定作業がすでに始まっている地域で「国有地」宣言をおこなったのである。そうすることで、イスラエルは事実上、所有権申告が始まったが確定が完了していない地域でのヨルダン政府による所有権確定申告手続きを無効とし、自分たちの土地所有権を確定しようとしていた人々の権利を踏みにじった。

これらの事実は、イスラエル当局が自らの方針を正当化するために、国際法の下での占領国としての責務を引用しようとする試みがいかに理屈に合わないかを示している。

軍占領行政局は、カフル・アカブ村の住民の不服申立に対して次のように主張している。ヨルダン統治時代に所有権確定手続きを行っていた土地を含む、ヨルダン川西岸全域で「国有地」宣言をするというその方針は、ヨルダン川西岸の公共資産を保護する法的義務に基づいていると。また「統治者（国）が所有する資産を保護し、可能な限り効果的に管理する」ために必要とされていると。⁶⁰

確かに、法的な形式主義の観点から、軍占領行政局は、地元住民の権利を保護する義務に従って、占領地の公共財産を保護する責任がある。しかし、この報告書に記載されているイスラエルの方針を正当化するためにこの義務を引用することは、2つの点で不誠実である。

第1に、イスラエルはそのような国有化宣言を利用して、自分たちでさえ違法と見なす建設（しかし、その建設は軍占領行政局が保護しようとする公共資産に害を与えながら行われた）を事後的に承認するために国有化宣言を利用したのである。第2に、イスラエルは「国有地」宣言を行った土地を利用して、ヨルダン川西岸にある入植企業を強化および拡大している。しかも、ヨルダン川西岸のすべてのイスラエル人入植地と無許可のアウトポストは国際法に違反して建設されたのである。⁶¹

繰り返しになるが、原則として、「国有地」はイスラエルの入植地または関連インフラに割り当てられており、軍占領行政局がパレスチナ人あるいは彼らのニーズのために割り当てた土地はほとんどない。⁶² この国有化宣言の目的は、占領地で「保護されるべき人」と定義されているパレスチナ人の個人的および集団的利益に相反するとともに、および国際法の諸規則にも違反している。

60) **HCJ 5426/17**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, section 110.

61) 戦争時の民間人の保護に関するジュネーブ条約の第49条（1949年）（ジュネーブ条約第4条）は、占領国がその民間人の一部を占領地に移動させることを禁じている。イスラエルの最高裁判所は、この問題の審議を回避し、それは裁判で判じられるべきものでなく、政治的問題であると主張した。（**HCJ 4481/91**, Bargil et al v. the Government of Israel et al, Judgement, August 25, 1993）したがって、イスラエル政府は、政府の承認を得て公有地に入植地を設立することは合法であると見なしている。他方で、無許可のアウトポストは政府の承認なしに建設されたものであり、イスラエルもまた、それらが法律に違反して建設されたことを認めている。詳細については、Yesh Din 著、From Occupation to Annexation を参照。

62) 21 頁の脚注 48 を参照。

合法性のまやかし：国内法および国際法の観点から見る イスラエルの土地宣言方針

権限の欠如：占領した地域の法的枠組みを尊重するという占領者に課せられた義務に違反している

ヨルダン川西岸でのイスラエルの軍事政権は、占領国に適用される国際人道法に従う必要がある。これらの法律は、占領者が占領した地域で、占領期間中ずっと、施行されている法律を尊重し、占領下に住む人々の権利を保護し、日常生活を継続できるようにすることを義務づけている。法的現状の変更は、「保護されるべき」人々（ヨルダン川西岸では、そこに住むパレスチナ人）の利益になる場合、あるいは緊急を要する軍事的な必要性がある場合のみ許可される。⁶³ 国際法は、保護されるべき人々の財産権を守るために明確な規則を定めており、イスラエルの最高裁判所も、この権利を保護することの重要性を認めている。⁶⁴

前述したように、イスラエル軍は、ヨルダン政府が進めていた土地所有権確定作業を一時停止する命令（Order Concerning Government Property）を発令した。その理由として、占領軍としてのイスラエルの義務として、またパレスチナ人の財産権を守る必要があったためとしている。⁶⁵ ヨルダン川西岸では、50年以上前に所有権確定作業が一時停止された。それ以降、命令の文言や、その法的基盤に変更はない。この一時停止は、ヨルダン政府の調査結果を無効にしたり消去したりするものではなく、所有権確定の手続きを凍結することを意味している。そのため軍事政権は、自ら作り出した状況を自国の利益のために利用したり、占領軍の支配下にある地元住民の利益を損なうことは禁じられている。軍事不服申立委員会は、所有権確定作業の一時停止に関する不服申立についての決定において、以下のように述べた：

一時停止の目的は、所有権確定作業ですでに決まっていることを元に戻すことではなかった。そのような撤回は、今まで所有権確定に費やされた努力を無駄にするだけでなく、その過程で確定した所有権を侵害することになる。このような施策は、不服申立を受けた者[政府資産および放棄資産の監督者]が従うべき行政規則や、居住者の財産権などを尊重する義務に反することになる。
[...]

63) ハーグ陸戦条約（IV）陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（1907）の第43条では次のように述べられている：「占領者が正当な方法で力を手に入れたのであれば、その新たな占領者は国内で施行されている法律を尊重しつつ、公の秩序と安全を回復し守らなければならない。」第43条について、そして、イスラエルの最高裁判所による解釈、およびこの解釈の影響についての詳細は、David Kretzmer 著「The Law of Belligerent Occupation in the Supreme Court of Israel」, **International Review of the Red Cross**, 94(885), Spring 2012 を参照。

64) ハーグ陸戦条約（IV）陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（1907）の第46条、第4ジュネーブ条約の第49条、第53編。最高裁判所の立場は、**HCJ 7862/04, Abu Dhafer v. IDF Commander in Judea and Samaria**, Judgement, February 16, 2005 を参照。

65) 18頁の脚注40を参照。

命令による所有権確定作業の一時停止は、正式決定されていない所有権確定台帳の登記内容を変更せず、一時停止の命令が発令された時の内容をそのまま、確定手続きが再開されるまで、凍結することになる。一時停止は確定作業ですでに決定していたことを取り消すことはしない[...]そして、正式決定前の所有権確定台帳で確認できない申告を認可するものではない。この一時停止命令は、不服申立を受けた者[監督者]に利益をもたらすように出されたものではない。また、例え一時停止がなかったとしても、[...]不服申立を受けた者[監督者]が所有権確定作業を無期限に一時停止することにより、利益を得るようなことをしてはいけないのである。⁶⁶

所有権確定作業の一時停止命令 (Order Concerning Government Property) が国際法に従って、占領国の義務を果たすために実施されたとしても、イスラエルの軍事政権はこの状況を自国の利益のために利用しており、この義務に完全に違反しているのである。ヨルダン政府の所有権確定申告台帳に含まれる土地を、イスラエルが「国有地」と宣言する方針は、イスラエルが入植地を増やしたい地域で一時停止命令を意図的に撤回し、ヨルダン政府が今まで何年もかけて実施してきた所有権確定手続きを無効にすることを意味している。イスラエルは、自らの利益のためにこの所有権確定手続きを一時停止し、パレスチナ人の土地所有者とコミュニティの権利を侵害している。イスラエルの方針は、占領者としてのイスラエルが義務として守るべきヨルダン川西岸で施行されている占領地における土地法と国際法の諸規則に違反している。

ヨルダン川西岸において「国有地」宣言を行うイスラエルの広義の方針は、この宣言により土地への権利関係を変更しないという考え方に基づくものである。法的な観点からみると、ある特定の地域を「国有地」と宣言するという行為は、あくまでも宣言するという行為である。それは、一般市民に、独立した権利の存在を知らせるものであり、新しい権利を確立したり、土地の所有権を変更したりするものではない。これは、人や団体に対し以前は持っていなかった権利を与える「制度的な行為」(確立または制定するもの)とは異なるものである。⁶⁷

それでも、ヨルダンの統治下で所有権の確定作業を開始した地域では、パレスチナの地主とヨルダンの統治者(国)はそれぞれが自らの区画の所有権を申告した。このプロセスが所有権確定申告台帳を作成する段階まで至った時、申告人は確定担当職員による調査を受け、記録された。そのためこのような地域で「国有地」宣言を行うことは、事実上、今まで必要にされ、土地所有者が行ってきた確定申告作業をすべて拒否することになる。したがって、宣言は、すでに存在する権利を一般市民に知らせるも

66) **Appeals 9-14/06, The Supervisor of Governmental and Abandoned Property v. Kehati** (henceforth: **Appeals 9-14/06**), Judgement, August 6, 2008, pp. 355-356 (筆者が太字で表示)。

67 この考え方は、最高裁判所の判決でも受け入れられている。例えば次を参照。民事申立、CA 4999/06, **The Supervisor of Governmental and Abandoned Property v. Kfar Giladi Quarries**, Judgement, February 15, 2009. **HCJ 2676/09, Abu Kamel et al v. The Supervisor of Governmental and Abandoned Property**, Judgement, September 7, 2014.

のではなく、個人がすでに所有権を申告し、公的機関の代表者に立証した土地について、所有権を国が保有すると宣言することを意味するものである。法律的観点からも、ヨルダン政府の所有権確定申告台帳に含まれる土地に対しイスラエルが「国有地」宣言を行うことは「制定的な行為」である。

これにより、二つの結論に至る。まず第一に、「国有地」宣言は、所有権確定作業（前の統治者、ヨルダンが実施していた複雑な法的手続き）およびその成果を全面的に無効にするものであり、占領地で施行されている法律を抜本的に変更するものである。このような抜本的な変更は、秩序や生活を維持したり、パレスチナ人の権利を保護するために必要なく、緊急を要する軍事的な目的に應えるものでも無い。したがって、この宣言は、占領に関する国際法に反するものである。

また第二番目の結論は、これらの宣言は、土地所有権確定申告台帳に記録されているすべての人達の財産権と、その集団の権利を侵害するものである。特に、不在者と見なされる人々、すなわちヨルダン川西岸を離れたり、または離れざるを得なかった人々は、それ故に宣言に対し不服申立をすることができず、損害を被ることになる。

イスラエルの方針は占領地の現状を変えるものであるため、所有権確定申告台帳が作成されていた地域での「国有地」宣言は、ヨルダン国が提出した所有権申告の内容や所在地を無視するものであり、所有権確定手続き時にヨルダンが国の所有地として申告していない土地を対象とする意図の下に出されたのである。イスラエルは、ヨルダン政府が作成した所有権確定申告台帳に全ての関連する申告内容が残っているにも関わらず、このような国有化宣言を継続している。この方針の結果、この報告書に記載されている

2つの事例で明らかのように、所有権確定手続きの中でヨルダン王国が国の土地として申告した土地よりもはるかに広範囲の土地を、イスラエルは国有地として宣言している。

ヨルダン川西岸でのイスラエル軍事政権による「国有地」宣言などの行為の法的正当性は、国際法によれば、イスラエル軍の役割に基づくことになる。イスラエルは前の統治者の代わりに占領地を管理する役割を委ねられている。しかし、ケーススタディから分かるように、イスラエル軍事政権は、前の統治者（ヨルダン政府）が国の所有権を主張していない土地についてもその所有権を主張している。そのため、軍の司令官は明らかに国際法によって許される統治権の範囲を逸脱しているのである。

公有資産または私有資産を保護しようとする政権は、たとえ占領者であっても、現存の、記録されている所有権申告台帳に基づいて、所有権確定を更新するために、あるいは統治者（国）あるいは個人の所有権の登記を完了するために、人的資源を割り当てることができたはずである。所有権確定の更新手続きには手間がかかることは分かるが、少なくとも、完了していない所有権確定手続き中のものは取り消されるのではなく、そのままの状態維持されるべきである。しかし、前述のようにイスラエル軍政権は、そのままの状態維持しようとは考えていない。一時停止された時点以降に

所有権確定の再開をしたり、所有権確定手続きを完全に停止し続けていたならば、イスラエルは「国有地」宣言を広い領土に実施することができなかった。そのため、そのような措置は、イスラエル政府の真の目的を、すなわち、入植を強化し、占領地での違法なイスラエルの建設を事後的に合法化するという目的の達成を妨げることになっていたのである。

発効日：所有権確定手続きにおける所有権申告の提出

所有権確定および占領地（およびイスラエル本土）に適用される財産法の基本原則は、申告が提出された日付に従って権利を確認することである。この事例の場合でいえば、発効日はヨルダン政府による所有権確定手続きの第2段階の初めである。⁶⁸ ヨルダン川西岸の法律顧問事務所の不動産部門の部長であったロニット・レヴィン-シュニユール氏はこの分野の専門家として、「これは所有権確定に関する法律の最も基本的なルール」だと、カフル・アカブ村が提出した不服申立において、説明した。⁶⁹

所有権確定の申告が提出された時を、土地所有権区分確定を凍結する場合の期日とする原則は、所有権確定を行う上での必要条件である。これはすべての土地の所有権登記における確定的で、公平な方法である。ヨルダンの所有権確定は、オスマン帝国の法律（土地の時効取得とも呼ばれるルール）に従い、その土地を継続的に耕作していることの証明に基づいて行われていたために、この原則は特に重要である。

前述したように、オスマン帝国土地法第 78 条によれば、所有権を申告できるようになるまでに最低 10 年の規定期間（土地を継続して耕作する必要がある期間）が必要であった。したがって、所有権確定申告の 3 年前に耕作し始めたばかりの人は、所有権を自身の名義で登記する権利は与えられなかった。たとえ所有権確定担当職員が調査にさらに 7 年かけるとしても、その農夫はその期間その土地を継続して耕作しなければならなかった。この原則によれば、所有権の確定前に 15 年間継続的に土地を耕作した人は、たとえ、所有権確定手続きが長期間続くことになり、この間に、土地所有者がこの地を耕作することを止めたとしても、その土地の所有権を彼の名前で、登記する権利が与えられた。

英国委任統治裁判所の判決は（ヨルダン川西岸で施行されている法律を構成している）この原則の有効性を認めており、例え、所有権確定手続きが遅れ、土地所有権登記が数年間完了しなかった場合でも、所有権は申告があった日が有効日とすることを決めていた。⁷⁰

68) 詳細については、この報告書の 10-15 頁を参照。

69) **H CJ 5426/17**, Levine-Schnur, Expert opinion, section 11.

70) 英国委任統治裁判所の判決の例や詳細は、**同上**、sections 15-19 を参照。

イスラエル最高裁判所も、所有権確定手続きに何年もかかったとしても、所有権確定は、所有権確定の申告が提出された日に従って解決すべきであると判断している。例えば、1962年に所有権確定手続きが始まり、1980年にやっと確定が完了したイスラエルのサフリヤ村（その後、イスラエルのツィポリコミュニティが建設された場所）の所有権争いに関して、裁判所は所有権確定法および財産法の基本原則に基づいて判断し、次の判決を下した。

この事件に関連する写真は、1945年に撮影されたものと同じ写真である。民事申立記録、CA 62/83は、関連する写真は所有権確定申告をした日に最も近い日付に撮影されたものであり、所有権確定の申告が提出された日が所有権確定の日と見なされるという判断をすでに示している。私たちの事案では、申立者が所有権確定の申告した区画の事実上の権利が認められるのは1946年となる。なぜなら、この時に、彼らは所有権の申告を行っていたからである。⁷¹

ということは、ヨルダンの統治下で確定手続きが始まっていた地域で、イスラエル軍の司令官が所有権確定の更新を命じる場合は、土地の所有権は申告が提出された時の状況に従って決まることになる。仮に区画の耕作状況に変化があったとしても、土地所有権への影響は無い。所有権確定手続きは所有権申告台帳の段階で再開される。この段階では、区画に標示柱が設置されており、台帳に申告内容が記載されている。そして、いかなる不服申立も、申立が提出された時に、その土地が確定手続きのどの段階にあるかによって判断されることになる。⁷²

ヨルダン川西岸のイスラエル軍の司令官は、所有権確定手続きを一時停止するだけでなく、確定手続きが進行中の土地で「国有地」を宣言することにより、土地の所有権を決定し直おそうとしたのである。この報告書で取り上げた二つの事例では、所有権確定が一時停止されてから数十年後に問題の土地で耕作があったかどうかを確認して、「国有地」宣言が行われている。カフル・アカブ村での「国有地」の宣言は、所有権確定手続きが始まってから約20年後の1980年代初頭の耕作状況に基づいていた。そしてアル・カデルでの「国有地」宣言では、イスラエルは所有権確定手続きが開始されてから40年後に、1969年から2007年の間に撮影された航空写真を分析して、後半の期間に耕作があったどうかに焦点を当て、所有権を決定した。

71) 民事申立、CA 56/82, **The State of Israel v. the Estate of Rahal**, Judgement, October 16, 1986. この見解は他の判決でもみられている、例えば、民事申立、CA 458/84, **Mu'adi v. the State of Israel**, Judgement, April 22, 1987. 民事申立、CA 223/81, **The Development Authority v. Faiz Hassan 'Id et al**, Judgement, April 3, 1985.

72) 国際法に違反しながらもイスラエルに占領された東エルサレムでは、所有権確定手続きは一時停止されず、継続された（または正式に継続された可能性がある）。その結果、イスラエル当局は、所有権確定を無視して東エルサレムでは土地を「国有地」として宣言することはできない。東エルサレムでの所有権確定に関する詳細については、Levine-Schnur 著、**Privatization, Segregation and Discrimination** を参照。

結果として、これらの「国有地」宣言は、所有権申告が提出された土地に対しては新たな所有権請求は出来ないという原則や、申告が提出された日に所有権が有効となるという原則を無視している。イスラエルは「国有地」を宣言したが、どちらの場合も、ヨルダン政府の土地所有権確定申告台帳は、調査、測量の後、当該地域における関連するすべての申告内容を記載している。もしイスラエルが、ヨルダンの所有権確定手続きが開始されていた地域で、この原則に従って行動していれば、たとえ完全でなくとも、国有化宣言が及ぼした悪影響を軽減できたかもしれないことを指摘しておかねばならない。

カフル・アカブ村の住民らが提出した不服申立に答えて、軍占領行政局長は、これは誤りもなく、逸脱行為でもなく、確信的に実施した方針だと発言した。彼は、軍占領行政局の方針として、ヨルダン政府が行っていた土地所有権確定手続きの申告提出時に基づくのではなく、例え確定申告台帳があったとしても、「国有地」が宣言された時の条件に基づき、土地所有権を決定すると主張した。

我々の考え方は、[イスラエルの]一時停止命令が出された後でも、土地の耕作をやめると、その土地は国庫に戻るという、タサルフ[用益権]の見解に基づいている。これは、当該地域での国有地宣言手続きの基本であり、この見解は必要に応じて表明されてきた [...]

軍占領行政局担当者による調査によると、ヨルダン政府の「政府資産」とする宣言の多くは、ヨルダンの統治下で所有権確定申告の段階にきていた地域の土地に対して、命令 59 [Order Concerning Government Property、政府資産に関する命令]に基づく監督者の権限に従って広大な土地に対し、なされたことが分かる。軍占領行政局担当者によれば、ヨルダン政府の所有権確定申告台帳が作成された後に、所有権を確認することによりヨルダン政府の「政府資産」としての宣言が行われたことが分かったと言うことである。⁷³

軍占領行政局が宣言した方針によると、ヨルダン政府の所有権確定の申告が始まる前に土地が何十年も継続的に耕作されていたとしても、イスラエルは「国有地」を宣言することができる。所有権申告台帳に所有者の名前が記載されている土地であっても、イスラエルが所有権確定作業を一時停止したために最終的に土地登記簿に登記されなかった土地については、イスラエルは「国有地」宣言が出来るとしている。なんらかの理由で耕作がされていなかった場合、イスラエルの宣言方針の下では、数十年後にその土地が「国有地」であると決定することが認められている。

イスラエルが「国有地」として宣言した土地は、それまでヨルダン政府が進めていた所有権確定手続き（イスラエル軍司令官の決定によりこれらの手続きは一時停止とされた）の対象とされていた地域に対し、イスラエルが「国有地」宣言を行う方針は、

73) H CJ 5426/17, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, sections 100-102.

所有権確定の基本原則や占領地に施行されている財産法を無視するものであり、現在は一時停止となっている所有権確定手続きを進めていた人々の財産権を侵害している。このようなやり方で、イスラエルはパレスチナの市民やコミュニティを犠牲にし、自国のヨルダン川西岸での入植地事業の利益のために、「国有地」宣言した土地を拡大することが可能となった。

さらに、軍占領行政局の「国有地」宣言の方針は、所有権確定の対象となっていない未登記の土地と所有権確定がされている土地、そして所有権確定申告の段階まできている土地のそれぞれの法的地位の区別を何も認めていない。この方針は所有権確定に関する法律、軍司令官自身が発した所有権確定手続きの一時停止の命令（あくまでも所有権確定手続きの一時停止であり、取り消しではない）と矛盾するとともに、この案件に関して軍事不服申立委員会が決定した内容とも矛盾している。

この委員会は、ヨルダン政府が所有権確定申告台帳を作成した土地では、所有権確定手続きにおいて確定申告が提出された日付に従って所有権は決定されるという内容を、一連の決定の中で確定させている。したがって、そのような土地を「国有地」として宣言する場合は、宣言が出される時ではなく、その以前に、所有権確定申告が提出された時のその土地の状態を基準にしなければならない。

この考え方はカフル・アカブ村の住民が自分たちの土地の1,600ドゥナムが「国有地」として宣言されたことに関して起こした不服申立に対して委員会が1984年に出した結論に反映されている。⁷⁴ また、それから30年後の2013年にも224ドゥナムが「国有地」と宣言されたことに対して住民が不服申立を起こした。この二つ目の申立に対する決定では委員会は、国有化宣言は所有権確定手続きが開始された後に数年間耕作が行われていなかった事実を悪用しているとまで述べ、「国有地」宣言が、財産権を著しく侵害しているとした。

不服申立委員会は全会一致で、政府財産及び放棄された財産の監督者(政府の担当局)は、所有権確定手続きを一時停止することにより、また、申立人が土地の耕作をやめていたと主張することにより、利益を得てはいけないと決定した。また委員会は、所有権確定手続き中に、所有権申告が提出されることにより、耕作の有無による制限条項は停止されると、決定した。確定手続きが一時停止された後に耕作をやめていたと主張して、政府が利益を得ることは、著しくかつ不当に個人の財産権を侵害することになる。⁷⁵

74) **Appeal 15/82**, Decision, April 8, 1984.

75) **Appeal 68/13**, Decision, July 27, 2016, section 73 (筆者が太字で表示)。軍事不服申立委員会は、この決定間もない頃にも、所有権申告台帳に記載された発効日に関して同様の考え方を反映した次の二つの決定を認めている: **Appeal 2/11**, Decision, August 3, 2016。 **Appeal 121/15** heard by the Military Appeals Committee, **Salah v. the Supervisor of Governmental and Abandoned Property** (これ以降は次の通り記す: **Appeal 121/15**), Decision, February 28, 2017。

「国有地」宣言方針によりイスラエルは所有権確定作業を一時停止させ、利益を得た

ケハティに関する決定において、軍事不服申立委員会は、所有権確定作業を一時停止する命令が所有権確定手続きが進行中の土地での所有権付与に与えた影響について詳しく述べた。委員会は作業の一時停止命令と、この「国有地」宣言方針（これは土地の所有権を確定する発効日を無視している）との間の矛盾を指摘した。委員会はまた、土地所有権確定手続きを遅らせた責任者であるイスラエル軍司令官は、自らの土地支配を強化するために彼自身が作り出した状況から利益を得ることをしてはいけないとはっきりと言明し、そしてこの国有地宣言方針は土地所有権の侵害につながるとした。

不服申立を受けた者[政府資産および放棄資産の監督者]は、耕作がなされていなかったと主張することは許されない。というのは、所有権申告が一時停止されたことが原因であるからだ。所有権確定手続きが継続されていたとしたならば、不服申立を受けた者は、所有権確定作業中に申告が提出された後に耕作をしていなかったという事実を指摘して、所有者が耕作をしていなかったという主張を審理において、できなかったことになる。[…]

この考え方は、所有権確定手続きの先送りはすでに所有権申告を提出していた個人の申告には、適用できないという原則に基づいている。この考え方に基けば、所有権確定手続きを先送りあるいは一時停止することにより所有権確定台帳が最終的なものでなくてもすでに提出され、公文書化された申告を帳消しにすることはできない。これは、プロセスの先送りから利益を得ようとする当事者がその先送りの責任者である場合は特に無視できない問題である。[…]

所有権確定作業中に申告を提出すると、その申告に対する耕作の有無による制限条項は無くなる。これは、所有権確定が完了していない場合にも当てはまる。登記によって所有権確定が完了している場合には特に当てはまる。不服申立を受けた者[監督者]は、所有権確定作業の無期限の停止から利益を得ることはできない。未確定の所有権台帳については異議が唱えられる可能性はある、すなわち、その申立に対する異議申立によって申立の元々の根拠に異議を唱えられる可能性がある。しかし、所有権確定手続きの一時停止のみに基づいて主張することは不適切である。それは所有権確定作業の一時停止の目的ではなかった。そのような目的は、その地域において、またすべての分野において施行されているイスラエルの法律および慣習法に反する。それは私有財産を著しく、不当に侵害し、財産権に関する法務委員会で定められている公益、そして法的正当性なしに財産に対するこれらの権利の不当な押収から権利者を保護するという公益に反する。⁷⁶

76) Appeals 9-14/06, Decision, August 6, 2008 (筆者が太字で表示)。この件に関する決定は、最終的に確定していない所有権台帳に記録されている土地所有権に関する議論に関係している。これは、権利が発効する発効日に関する原則的な議論にも関係する。この場合、所有権確定作業は所有権台帳の段階に達していたが、発効日は無視された。

軍占領行政局は 1984 年に委員会の勧告を受け入れ、委員会が近年行った一連の同様の決定に対して控訴しなかった。⁷⁷ それでも、カフル・アカブ村の住民から提出された不服申立に対して軍占領行政局長が出した声明は、実際には、国有地宣言の方針が 1984 年以降、委員会の勧告に準拠していないことを示している。このように、軍占領行政局は二枚舌の方針を維持している。司法の監視に準拠しているように見えるが、実際には委員会からの批判を無視し、自身の今までの活動方針に対する長期的な変更は実施しなかった。

この二枚舌の方針は、軍事不服申立委員会がカフル・アカブ村の「国有地」の宣言を無効とすることを勧告した後、2017 年に変わった。委員会の決定から約 9 か月後、軍占領行政局長は、「国有地」の宣言を無効とする委員会の勧告を拒否すると宣言し、委員会の勧告は「現在の慣行」に反するとさえ主張した。⁷⁸

法律の専門家による裁決機関の勧告を拒否するという軍占領行政局長の尋常でない決定は、政治的判断およびこの事案の本筋と無関係な判断によって歪められており、ヨルダン川西岸の法の支配を汚すものである。「国有地」の宣言を維持するために、軍事不服申立委員会の勧告は拒否された。これは被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸でのイスラエル人の違法な建設を事後的に許可することを目指すものであることは明白である。

このように、イスラエル軍の司令官は、彼自身の一時停止命令によって生み出された状況から利益を得ている。所有権確定とその結果を無視しようとする主張において、イスラエルは驚くべきことに、所有権確定が一時停止されてからも何年も経過しているという主張をしている。軍占領行政局長は、カフル・アカブ村の土地の国有化宣言の場合の宣誓供述書で、「申告を提出することにより耕作の有無による制限条項は停止されるという原則」が通常の状態では適用される可能性があるが、「申告は（およびこの場合、所有権の申告）は数十年にわたって停止されており、一時停止命令の前に同地区で提出された残りの申告は、この原則を適用する論理は成り立たない。」⁷⁹ と主張した。このように、パレスチナの地主から財産権を奪うことを正当化するため、イスラエルは身勝手な一時停止命令を利用している。

ここで説明されているイスラエルの方針は、ヨルダン川西岸で施行されている土地法、および占領下に住む地元住民の保護と彼らの財産権に関する国際法の諸規則に反している。この方針は、パレスチナ人の財産権の甚だしい侵害を正当化し、所有権確定手

77) 例えば、次の **Appeals 9-14/06, Appeal 2/11**, および **Appeal 121/15** において、委員会の決定は 2017 年にやっも行われた。

78) 軍占領行政局長（Ahvat Ben Hur 准将）名の 2017 年 4 月 27 日付書簡、**コチャフ・ヤアコフ入植地に関する国有化宣言を取り消す軍事不服申立委員会の勧告の拒否**。

79) **H CJ 5426/17**, Affidavit of response on behalf of respondents 1-2, January 23, 2019, section 81.

続きに参加したパレスチナ人の個人およびコミュニティへの権利侵害を認めようとするものである。



コチャフ・ヤアコフ入植地の大部分は 2015 年にカフル・アカブ村の土地に建設された
(写真 : Jonathan Caras-撮影、CC BY-SA 4.0)

ケース スタディ

カフル・アカブ村の土地の奪取（イスラエルの最高裁判所によって承認された）

カフル・アカブ村 (عقبر) はエルサレムの北にあるパレスチナの村。1960 年代初頭までの人口は数百人、1961 年⁸⁰ には 410 人と推定されていた。1945 年の調査によると、約 3,750 ドゥナムの土地（村の土地の約 65%）が当時耕作されていた。⁸¹ 1967 年にヨルダン川西岸が占領された後、村の土地の約 27%がエルサレムとその周辺地域の併合の一環として、イスラエルに併合された。そして、村の残りの土地はイスラエル軍の支配下に置かれた。⁸²

1961 年 10 月 15 日、ヨルダン政府はカフル・アカブ村の土地の所有権確定作業を開始した。⁸³ その後の数か月間、土地所有者は、所有権の申告を行った。その際、申告は、とりわけオスマン帝国の土地条例に基づき、継続して耕作をしていることを条件としていた。家族が村の北東部の土地にいくつかの区画を所有していたハラブ・バーカット（1938 年生まれ）氏は、若い頃に家族の土地を耕作したことを思い出し、次のように語っている。「私は 18 歳になるまで、父、兄弟、母、おばさん、おじさん達とその土地で農業を行っていた。小麦、大麦、その他の季節作物を栽培していました。」⁸⁴

同じ地域に土地を所有していたアリ・バーカット（1945 年生まれ）氏は、「これは私が父や祖父から受け継いだ私たちの区画であり、何世代にもわたって受け継がれてきた」と証言した。彼は、家族が土地を耕作し、若い頃に農業を手伝ったことを覚えていると主張している。⁸⁵ 彼は村における所有権確定作業について次のように語っている。

1960 年、ヨルダンの所有権確定担当者はその地域を調査し、区画の境界を決定しました。彼らが現地を訪問した時に、私もその作業に参加したことを覚えています。ヨルダンの所有権確定担当者は区画の境界に関して土地所有者の主張を聞き、区画の境界確定を決定しました。ヨルダンの所有権確定担当者は境界の決定を終え、村での調査作業を終了しました。私たちの土地に関しては [ヨルダン政府] 所有権確定委員会 [チーム] が私たちの区画の境界を確認し、承認しました。⁸⁶

80) Jerusalem Institute for Policy Research 著、**The Arab Neighborhoods in East Jerusalem: Infrastructure Research and Evaluation: Kufr Aqab**（ヘブライ語の報告書）、2019 年（これ以降は次の通り記す：Jerusalem Institute for Policy Research 著、**Kufr Aqab**） p.13。

81) Sami Hadawi 著、**Village Statistics 1945 : A Classification of Land and Area Ownership in Palestine**（これ以降は次の通り記す：Hadawi 著、**Village Statistics 1945**）、PLO Research Center, September 1970, p. 103。

82) Jerusalem Institute for Policy Research 著、**Kufr Aqab**, p.16。

83) **Appeal 68/13**, Decision, July 7, 2016, section 6。

84) **同上**, Affidavit on behalf of appellant number 2, June 2, 2014。

85) **同上**, Protocol, December 9, 2014; **同上**, Affidavit on behalf of appellant no. 6, June 2, 2014。

86) バーカット氏の証言のこの部分は不服申立委員会の決定からの引用である。**同上**, Decision, July 28, 2016, section 98。

カフル・アカブ村の土地の所有権確定作業中に、**申告台帳**が作成され、⁸⁷ 上述のように、所有権に関するすべての申告および争いの大規模な調査と詳細な記録が完了しました。しかし、1969年に、すでに述べましたがイスラエル軍の司令官はヨルダン川西岸でのすべての所有権確定手続きを一時停止しました。その結果、カフル・アカブ村の土地所有者の所有権は最終的にヨルダン川西岸の土地登記所に登記されず、彼らの土地は不安定な状態に置かれたのです。ヨルダン政府は国土の所有権を確定するために重要な手続きを実施していたのですが、ヨルダン川西岸が占領され、イスラエルが所有権確定手続きを一時停止したため、この作業は完了しなかったのです。

いずれにせよ、村の住民の中には、その後も土地を耕作し続けた人もいた。「私たちはロバを使って耕しました」とアリ・バーカット氏は語り、彼の家族の土地を耕作していたと説明した。「私たちは小麦、大麦、季節の作物を植えました」。1978年頃、父親が病気になるまで家族の土地を耕作し続けたと彼は主張している。⁸⁸ 村の北東部にある約200ドゥナムの土地を1967年から1981年に撮影した航空写真をみると、この土地がこの期間に耕作されていたことが分かる。そして、いつも通り、棚田の栽培であり、天水栽培を行っていたことが分かる。⁸⁹

1982年、軍占領行政局はカフル・アカブ村の1,600ドゥナムの土地を「国有地」と宣言した。イスラエル軍政府は地元のパレスチナ人の利益のために土地の所有権確定をしようと思えば出来たにも関わらず、それをせずにイスラエル人の新しい入植地、コチャフ・ヤアコフを建設するために必要な条件を整える目的で、一方的に「国有地」宣言を行った。イスラエルは、ヨルダン政府が進めていた所有権確定作業中にカフル・アカブ村の土地所有者によって提出され、記録されていた申告を事実上取り消した。

カフル・アカブ村の99人の住民は、軍事不服申立委員会に対し、「国有地」宣言に関する不服申立を行った。住民は、彼らの所有権の申告は、ヨルダン政府の土地所有権確定作業中に作成された所有権申告台帳に記載されていると主張した。また、住民は、「国有地」と宣言された地域に含まれる区画を何年にもわたって耕作していたことを、すなわち、これら区画は私有地であり、その所有権は継続的な耕作に基づいていることを、説明した。

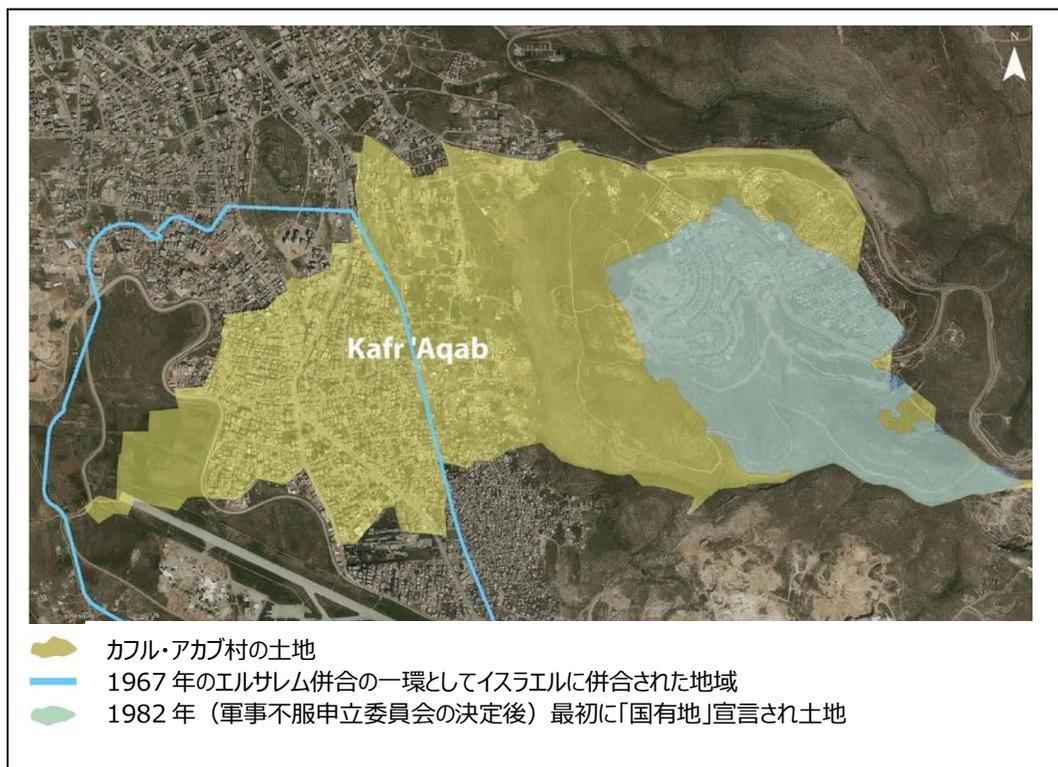
軍事不服申立委員会は、カフル・アカブ村の主張の一部を受け入れ、**ヨルダン当局が所有権確定作業を開始していた場合、所有権は申告が提出された時点で確定されており、その後変更されることはない**と決定した。この決定に基づいて、委員会は1956年（1963年から1964年の所有権確定作業中に申告が提出される約10年前）に撮影された航空写真（これは、所有権確定作業が開始された時に最も近い時の航空写真である）に基づいて耕作がされていたかどうかを調べた。1984年、軍事不服申立委員会は

87) 同上、Decision, July 28, 2016, section 6。

88) 同上、Protocol, December 9, 2014。

89) 同上、Protocol, April 16, 2015。専門家 Ehud Lotem 氏による証言。2013年に「国有地」を宣言した根拠は、この地域のほとんどが耕作されていなかったという軍占領行政局の主張にあることに留意する必要がある。

「国有地」と宣言された土地の約 20 パーセントの土地は宣言対象から外す必要があると決定した。⁹⁰

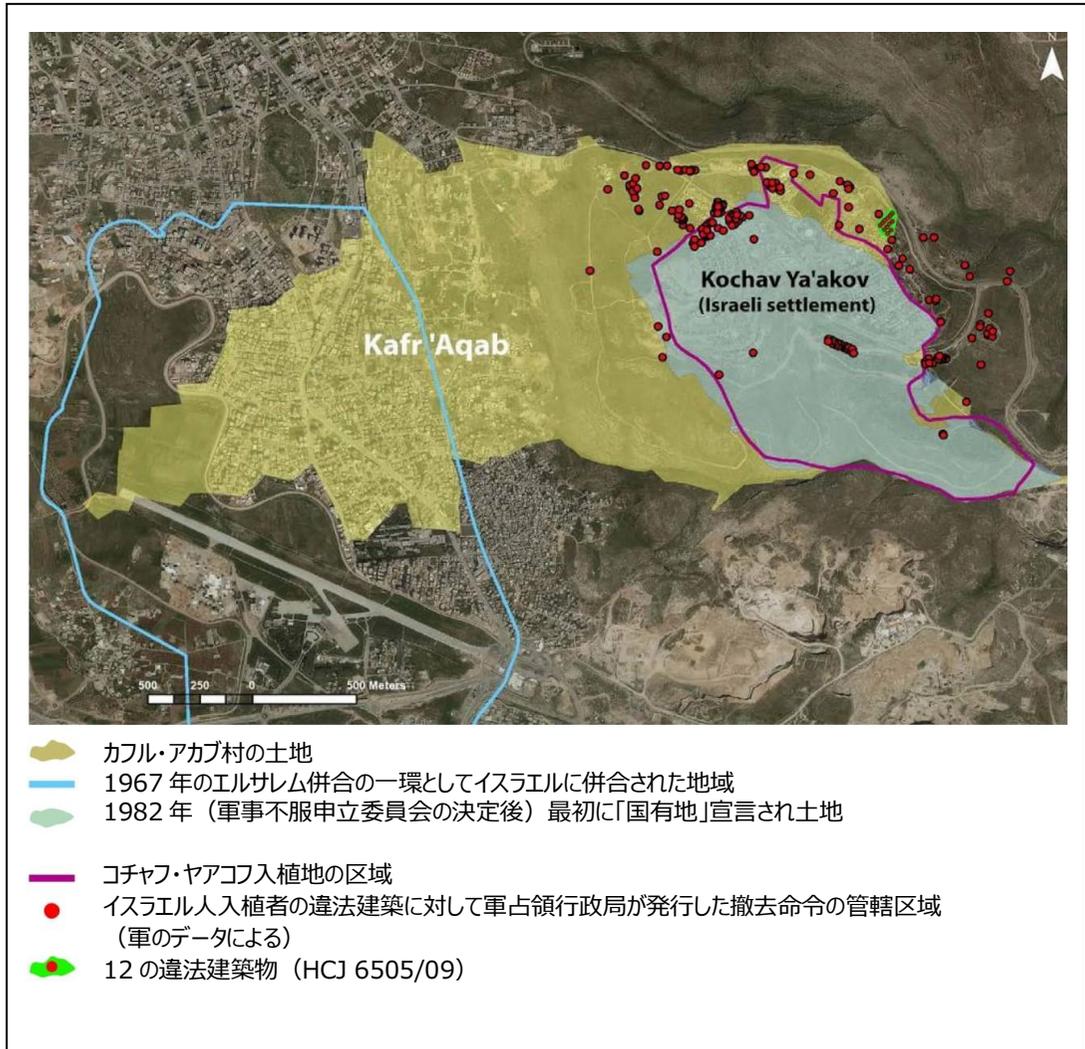


不服申立に対する決定から数ヶ月後、イスラエル人の入植地コチャフ・ヤアコフが、まだ国有地宣言の対象となっている地域に建設された。それ以来、カフル・アカブ村の住民は、入植地内に存在する自分たちの土地及び入植地に接する自分たちの土地に自由に出入りができなくなった。国有地宣言の対象となる地域に設置された有刺鉄線のフェンスによって、土地所有者が「国有地」と宣言されていない自分たちの区画に出入りし、土地を耕作することが出来なくなった。「私たちは自分たちの土地に行けなくなった。彼らは私たちの土地をフェンスで囲ってしまった」とアリ・バーカット氏は語った。そして、パレスチナ人は現在、フェンスから150メートル以内に近寄ることを禁止されていると付け加えた。⁹¹

90) **Appeal 15/82**, Decision, April 8, 1984.

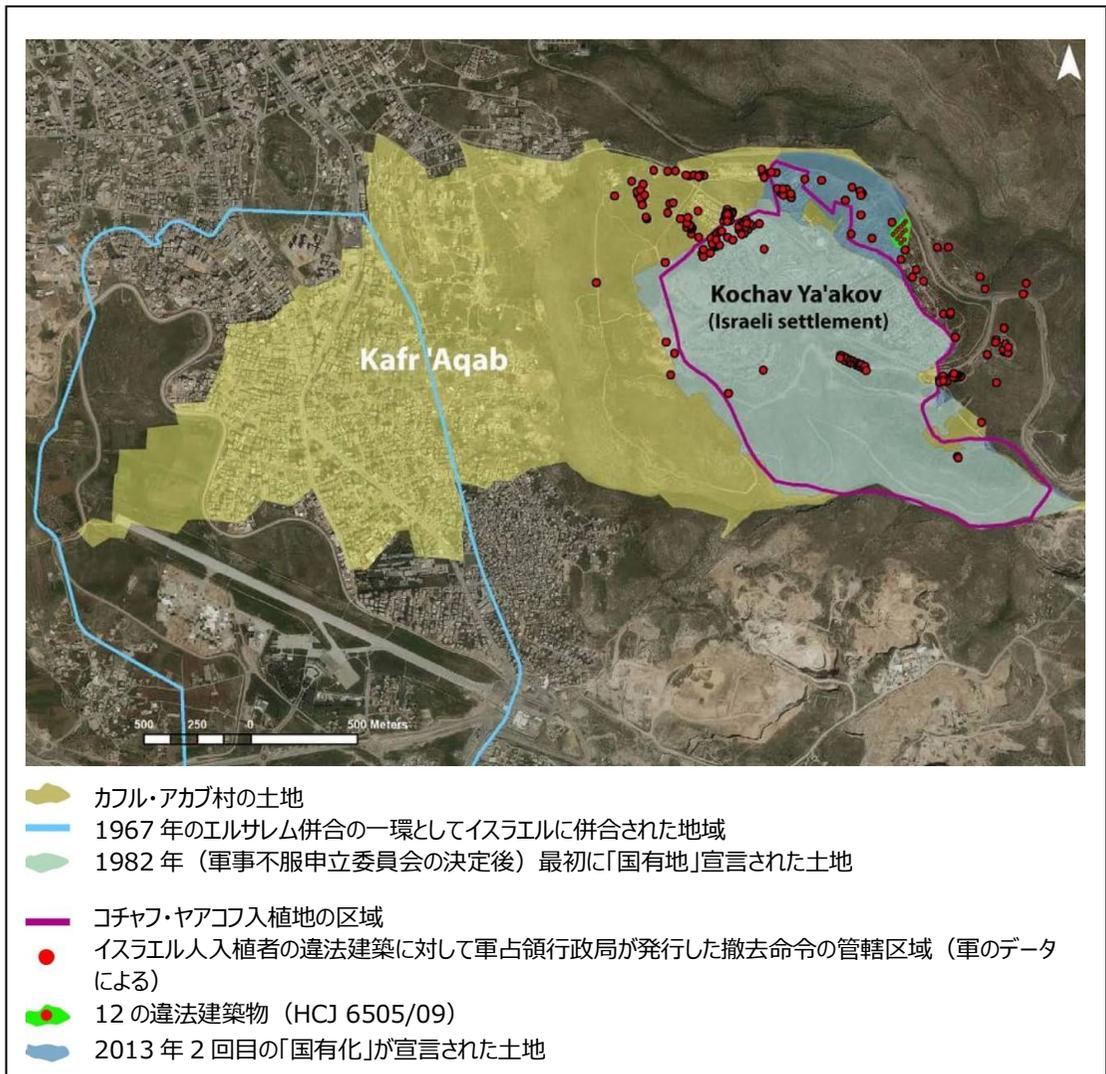
91) **Appeal 68/13**, Protocol, December 9, 2014。フェンスと立ち入りの妨害に関しては、軍事不服申立委員会の次の決定、「『国有地』宣言の対象となる地域を含め、コチャフ・ヤアコフ入植地を取り囲む形で1980年にフェンスが建設されたことに関しては、我々は意見が一致している。そのフェンスによって、申立人がその地域に立ち入ることが出来なくなった。」(同上、決定、2016年7月28日)で明らかのように、土地所有者と軍占領行政局との間で意見対立はない。フェンスの設置に加えて、1996年にパレスチナ人は軍事命令[安全保障条項に関する命令 (Judea and Samaria) (No. 378) 5730-1970 - 閉鎖ゾーン (イスラエルの入植地) に関する宣言、1996年3月5日]によって正式に立ち入りを禁止されたことは注目すべきである。

2000年代に、村の土地の奪取が再開された。2009年8月、カフル・アカブ村の住民は、コチャフ・ヤアコフ入植地の北、「国有地」と宣言された地域の外にある村民の私有地に12の新しい建造物が建設されていることを発見した。⁹²



92) Peace Now のデータによると、2016年には、コチャフ・ヤアコフ入植地とその近くのアウトポストにあるパレスチナ人の私有地に約235戸の家が建てられた。（Peace Now, The Grand Land Robbery: Another Step toward Annexation: 55 Outposts and 4,000 Structures to Be Legalized Through The Regulation Law (December 2016, p. 3)）。2016年には、約7,400人のイスラエル人入植者がコチャフ・ヤアコフ入植地に居住している。（Central Bureau of Statistics Website, Regional statistics by locality, population, 2016）。

カフル・アカブ村評議会議長とその他居住者は、最高裁判所に訴訟を起こし、違法に建設された建造物を撤去し、自分たちの土地が占領されないように国に指示するよう求めた。⁹³ しかし、裁判が行われている間に、国は「国有地」宣言を行うために、建造物が建設された土地の所有権を調査する手続きを開始したと発表した。これは、違法建築を事後的に承認するための第一歩である。そして、2013年5月、軍占領行政局は、コチャフ・ヤアコフ入植地の北に位置するカフル・アカブ村村民の224ドゥナムの土地を「国有地」と宣言した。



93) **HCJ CJ 6505/09, Barkat et al v. the Minister of Defense et al**, Petition for an order nisi, August 13, 2009. 訴訟とその結果、および違法建築物建設と入居に関する刑事犯罪に関与した者に対する法執行の欠如に関する説明については、次の文献を参照のこと：Yesh Din, *Crime without punishment - Failure to prosecute Israelis involved in illegal construction in the West Bank*, January 2017, pp. 16-20 (Yesh Din 著、処罰無き犯罪 - ヨルダン川西岸におけるイスラエル人入植者の違法建設を不起訴に)

土地調査を監督したブルーラインチームの責任者であるギラッド・パルモンは、申立の証言のなかで、「国有地」宣言は違法建築を事後的に承認するために考え出された決定であることを認めた。

質問：違法建築の事後的承認を検討するために宣言が行われたのですか？

回答：その通りです。

質問：それはコチャフ・ヤアコフ入植地のためでしたか？

回答：先ほど申し上げた違法建築のためです。⁹⁴

最初の「国有地」宣言の結果をみても、イスラエル当局が、カフル・アカブ村の土地の所有権確定が行われたことを、また所有権申告台帳全体が作成されていたことを知っていたことは疑い余地がない。にもかかわらず、当局はイスラエルの入植企業の利益に沿うように判断し、「国有地」と宣言することを選択した。そうすることで、当局は事実上、土地の所有権確定を取り消し、この確定手続き中に提出された村人の申告を無効とし、パレスチナ人の財産権を無視した。イスラエル当局の決定は、ヨルダン川西岸が占領された後にその土地が耕作されたかどうかに基づいており 1960 年代のヨルダン政府による所有権確定手続き中に申告が提出された所有権発効日を正当に考慮していない。また、1980 年代に当該地域に関して軍事不服申立委員会が下した決定に反している。繰り返しになるが、「国有地」の宣言は、イスラエル人の入植企業の利益のために行われたものである。

カフル・アカブ村の土地所有者たちは、彼らの財産を保護するために、彼らの土地が「国有地」として宣言されたことに対し、再び不服申立を起こすことにした。そして再度、軍事不服申立委員会は土地所有者たちの申立を部分的に受け入れ、所有権確定手続きが行われ、申告台帳が作成されていた地域では、申告が提出された時点に基づいて所有権を検討すべきであると決定した。したがって、委員会は、「国有地」宣言を取り消すよう勧告し、また所有権の区分は、所有権確定作業中に申告が出される前の数年間に撮影された航空写真と、ヨルダン政府の申告台帳に記録されている区画区分に基づいて再検討する必要があると勧告した。⁹⁵

しかし、軍占領行政局長は、軍事不服申立委員会の勧告を拒否し、他の観点を優先し、普通では考えられない決定を行ない、「国有地」宣言を維持することを決定した。⁹⁶ 違法に建設された入植地の住居はまだ、残されたままである。カフル・アカブ村の住民は、最高裁判所に不服申立を起こすことを余儀なくされ、所有権を侵害する「国有地」宣言、および所有権確定手続き中に申告を行った村人の所有地における、「国有地」

94) **Appeal 68/13**, Protocol, December 18, 2014.

95) **同上**, Decision, July 28, 2016.

96) 軍占領行政局長 (Ahvat Ben Hur 准将) 名の 2017 年 4 月 27 日付書簡、**コチャフ・ヤアコフ入植地に関する「国有地」宣言を取り消す軍事不服申立委員会の勧告の拒否。**

宣言を取り消すように軍占領行政局に指示するよう求めた。⁹⁷

2020年11月29日、最高裁判所裁判官は国の立場を認め、不服申立を却下した。⁹⁸ 裁判所は、ヨルダン政府の所有権確定手続き中に申告を提出していたことで、手続き中の土地を継続的に耕作する必要があるという要件が無くなるわけではないと判断した。したがって、所有権の確定手続きはイスラエルによって一時停止され、50年以上停止されているが、パレスチナの土地所有者は自分たちの土地に対する権利を失う可能性があることになった。

裁判所は、「数多くの不在所有者や当該地区から離れている居住者の財産権を害さない」ために、その土地で、イスラエルがヨルダン政府の所有権確定手続きを一時停止したことをことさら強調した。しかし、この説明に矛盾することになるのだが、「一時停止命令は、合法的に所有する土地を所有者が耕作し続けることを決して妨げなかった。所有して耕作するか、放棄して耕作しないかの決定は土地所有者に委ねられていた。」と裁判所は決定した。

裁判官はまた、所有権申告台帳が作成される段階は、「権利の実質的な法的審査を含んでおらず、確定している権利と確定していない権利をまだ区別していない」予備的な行政事務段階であると決定した。この決定は、ヨルダンの法律およびこの問題に関する専門家の意見と矛盾しており、ヨルダン政府の所有権確定とは実質的に異なる英国委任統治時代の土地所有権確定条例の分析に基づくという馬鹿げた内容である。

この判決により、ヨルダン政府の下で所有権確定手続きが進行中であったが、イスラエルがこの手続きを一時停止したために、確定が完了していなかった土地で、イスラエルが「国有地」を宣言することを、現実に可能とした。これにより、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸においてイスラエルが、これらの土地をイスラエル人の入植地として使用するために譲渡することが可能となり、イスラエルがパレスチナ人コミュニティの権利を著しく侵害することになった。

2020年12月24日、土地所有者とカフル・アカブ村評議会の議長は、裁判官により構成される拡大委員会でさらなる審理を求める申立てを提出した。⁹⁹ 申立人は、この判決はいくつかの新しい法的規範を確立したこと、いくつかの規範は数十年前に確立された判例からの実質的な逸脱であり、いくつかは新しい判例となり、ヨルダン川西岸の土地法、所有権が確定手続き中であった土地が一時停止によってどのような取り扱いになるかに関して、また所有権確定の対象となる所有者不在財産の取り扱いに関して非常に難しい問題を引き起こすことになる」と指摘した。詳細については、この拡大審理記録の29～31頁を参照のこと。

97) **HCJ 5426/17**, Petition for an order nisi, an interim order and a temporary injunction, July 5, 2017.

98) **同上**, Judgement, November 29, 2020. Judgement, November 29, 2020.

99) **HCJFH 9068/20**, Motion for a further hearing, December 24, 2020.

申立人は、最高裁判所の判決は、占領地およびそこに住む保護すべき人々の権利、および不在所有者の権利に関する国際法の規則によってイスラエルに課せられた義務に明らかに反すると主張した。この新しい判例は、国際人道法のいくつかの規則と明らかに矛盾する方法で、所有権確定手続きが進行中であった地域でイスラエルが「国有地」宣言することを可能にすると申立は主張した。現在、申立は保留中である。

カフル・アカブ村におけるイスラエルの方針の歴史は、1980年代の「国有地」宣言から、コチャフ・ヤアコフ入植地の建設、そして村の土地への違法な建設を事後的に許可することを目的とした2000年代の「国有地」宣言に至るまで、ぶれることはない。イスラエルが自らの利益に役立つ法的手段を選択的に操作し、その目的に沿わない（法的またはその他の）障害をすべて無視する方法が示めされている。イスラエルは、パレスチナ人の財産権を著しく侵害しながら、ヨルダン川西岸での違法な入植事業を促進および強化するためにその方針を貫いている。そして今、イスラエルはエルサレムの最高裁判所からその方針の公的な許可証を手に入れたのである。

アル・カデルの土地の奪取

アル・カデルはベツレヘム地区にあるパレスチナの町である。1945 年において、人口は約 1,130 人、周囲の土地 11,589 ドゥナムー当時の土地の 57 パーセントにあたる一もの土地が耕されていた。¹⁰⁰ 1963 年、ヨルダン政府はアル・カデルの土地所有権確定作業を開始した。確定チームはアル・カデルに住み、現場で区画の標示柱を設置し、所有権申告者に示し、説明した。¹⁰¹

アル・カデルの住人アリ・ムサは町の土地所有権確定作業が開始されたときは少年だった。

私は 1953 年に生まれました。1965 年から 1966 年に、ヨルダン政府がアル・カデルの地区において土地所有権確定作業を行ったのを覚えています。私たちの区画の境界を定めて所有権確定台帳に登録するために、父に加わって測定を行ったのを覚えています。所有権確定では金属標示柱を設置し、区画間の境界の決定を行ったのを覚えています。確定作業中、近隣の人もヨルダン政府の担当者も異議を唱える者は居なかった。[...] 私たちは自分達の区画に葡萄の木を育て、それは 1990 年代まで続きました。¹⁰²

アル・カデルの土地所有権申告台帳は完成し、アンマンへ送られた。ナイム・アユブ氏は測量担当としてアル・カデルの土地確定作業に参画し、アル・カデルの土地の測量、区分および説明を行った。アル・カデルの土地所有権申告台帳を調べたアユブ氏は、土地所有権確定作業において申告台帳が完成したことの重要性を説明した。

アル・カデルの土地所有権申告台帳に基づき、土地所有権確定作業を完了させました。この申告台帳にもとづく所有権登記を行うために国土調査局局長に作業は移ったので、アル・カデルの申告台帳に基づく所有権確定の現地での手続きは完了しました。このように、所有権確定手続きは完了し、確定しました。所有権確定担当者にはその後の段階の確定手続きに関する権限がありませんでした。[...] アル・カデルでの土地所有権確定手続きは終了したのです。

戦争が起こったため、土地所有権台帳は公示されませんでした。もし戦争が始まらなかったら、土地所有権台帳は公示され、異議申立期間は終了

100) Sami Hadawi 著, **Village Statistics 1945**, pp. 57, 103.

101) **Appeal 2/11**, Decision, August 3, 2016.

102) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of the appellant, Ali Salim Mohammad Musa, February 3, 2016. 46。

し、所有権は確定して登記に進んだでしょう。土地所有権は土地所有権確定申告書から生まれ、それに基づいています。アル・カデルには所有権の再確定ができる人はいません。¹⁰³

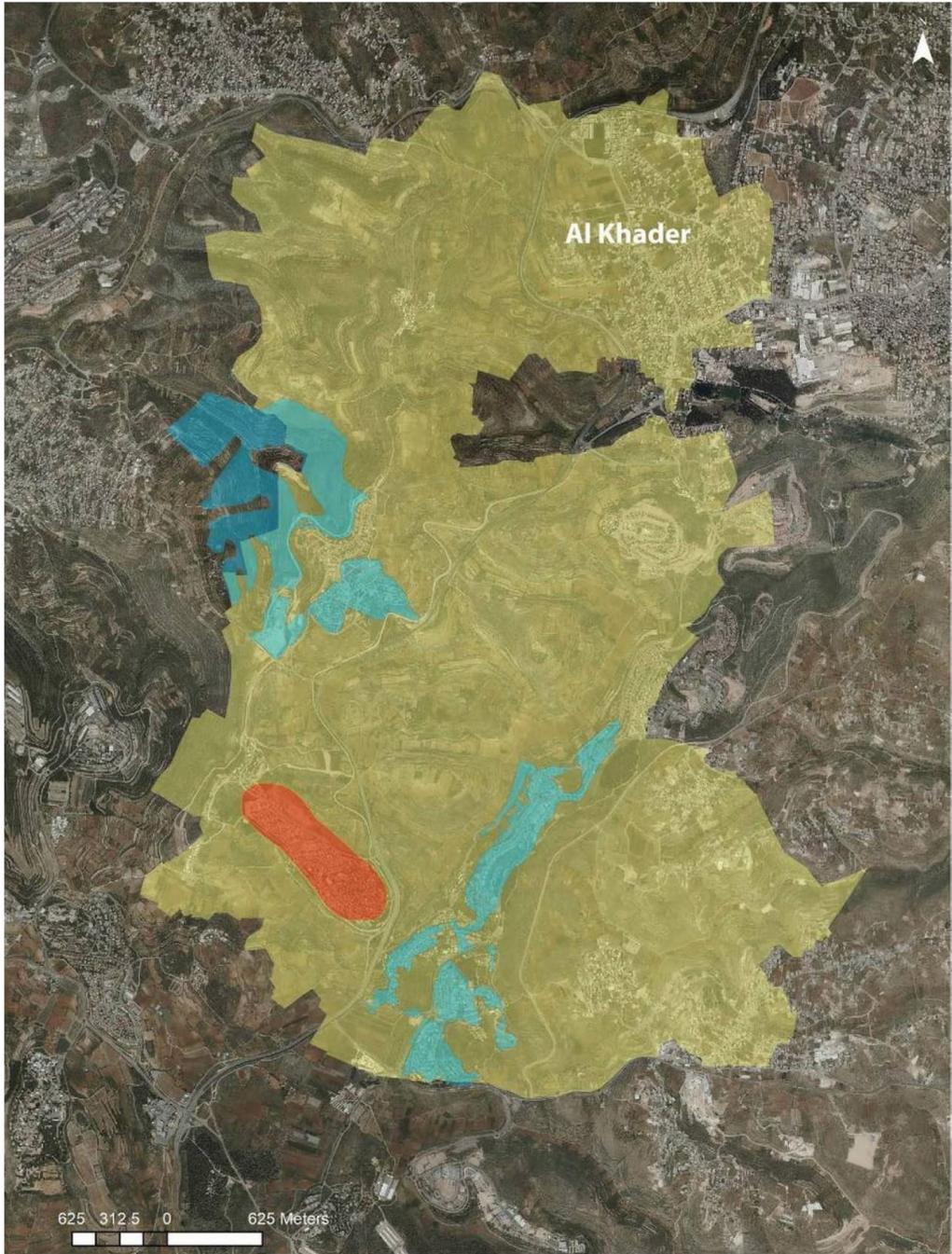
このように、アル・カデルの土地所有権申告台帳の作成は終了した。土地所有者はその土地の権利を申告し、その申告は吟味、調査され、その区画は提示され、そして申告台帳はアンマンへ送られた。しかし、イスラエルがヨルダン川西岸を占領した後にイスラエルは所有権確定作業を一時停止したために、アル・カデルの土地は土地登記簿に登記されなかった。

1970年代初期には、イスラエル軍政府はアル・カデルの土地の一部を奪い取った。1973年と1975年、イスラエルの軍司令官はアル・カデルの土地の426ドゥナムに対して3つの軍事徴発令に署名した。エラザール入植地はこの土地に建設された。¹⁰⁴ 1980年から1984年にイスラエルはアル・カデルで、更に他の土地を「国有地」と宣言し、その土地に入植地エフラットとネヴェ・ダニエルを建設した。

アル・カデルの土地所有者はイスラエルの入植地が建設された後もその後の数年間、彼らの土地を耕し穀物を育て続けた。第二次インティファダが勃発したとき、土地所有者達は彼らの土地への立ち入りを禁止された。2001年に無許可のアウトポスト、ネティヴ・ハーヴァト（デレハ・ハーヴァトとも呼ばれる）が入植地エラザールの近い場所（主にパレスチナの私有地）に建設された。アウトポストが建設されたその地域にいくつかの区画を所有しているムニア・ムサ氏はイスラエルがどのように彼の土地を奪ったか思い起こし、次のように語った。

103) 同上, Affidavit on behalf of Ayub, March 30, 2016. 同上, Protocol, June 20, 2017 (筆者が太字で表示)。

104) Kerem Navot 著, Seize the Moral Low Ground: Land seizure for security needs in the West Bank (モラルの低下した土地を押収: ヨルダン川西岸地区の治安ニーズのため土地押収), December 2018, p. 46。



- アル・カデルの土地
- 1973年と1975年に軍事徴発令が出された土地
- 1980年から1984年に第1回目の「国有化」宣言がされた土地

わたし達は1990年代後半までその土地を継続して耕していました。その土壌を改良するための国連開発計画（UNDP）に参加しました。第二次インテッファダ勃発後、わたし達はその地域から締め出されました。その後、入植者達はその地域に行きアウトポストを建設しました。その後、わたし達がその地域に行くことで、またその土地を耕すことでいろいろな問題が生じました。例えば、2006年にわたし達はオリーブの苗木を植えました。しかし、攻撃があり、苗木が引き抜かれました。わたし達は警察に訴えました。¹⁰⁵

家族が同じ地域に二つの区画を所有しているアリ・ムサ氏は次のように語った。

わたし達はその土地の一部に葡萄の木を植え、他の土地では土壌に合わせて他の穀物を育てました。わたし達は小麦や大麦やその他、季節ごとの農作物を育てました。わたし達は1999年までこの土地で途切れることなく農作物を育てました。[...] わたし達は第二次インテッファダの初期の頃まではずっとその土地で農作物を育て続けました。その後、軍隊と入植者達の侵略があったために、何も育てていません。入植者達はトレーラーホームをその土地に運んで来て、その後それらを常設建造物に変えていったのです。これらの侵略行為を止めさせ、わたし達の土地に建てられた違法建造物を排除するために、2000年からわたし達は複数の訴えを警察に出すとともに、最高裁判所に対してもいくつかの訴訟を起こしました。¹⁰⁶

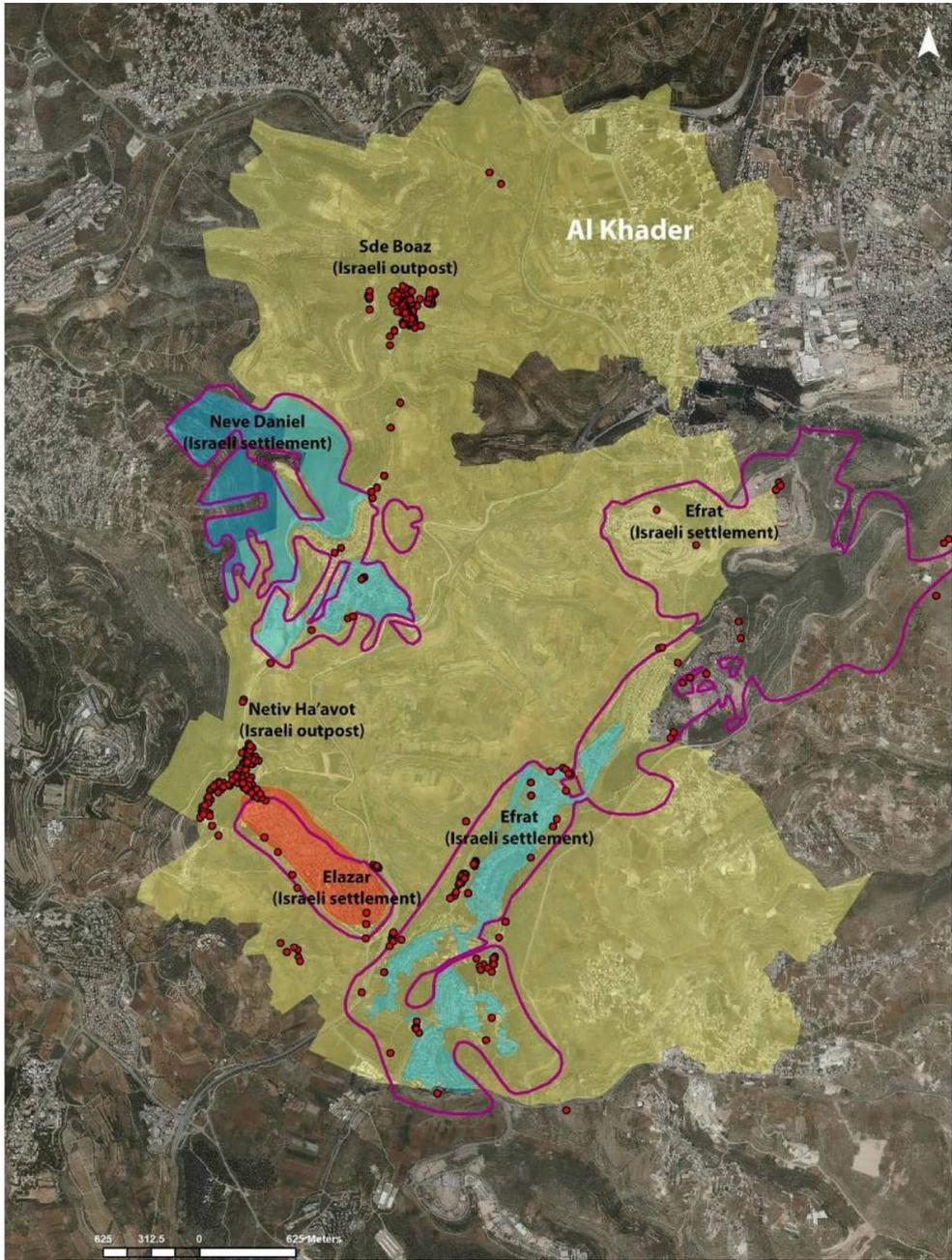
イスラエル当局の許可なく建設されたアウトポスト、ネティヴ・ハーヴァトにおける全ての建造物は、違法に建てられた。2001年から2017年まで、軍占領行政局はアウトポストの建造物に対して約100件の解体命令を出した。¹⁰⁷ そして2010年、アウトポストの約60パーセントがパレスチナ人の私有地に建てられたと軍占領行政局内部報告書は記している。¹⁰⁸

105) **Appeal 50/14**, Affidavit on behalf of the appellants, Munir Hussein Hassan Musa, February 2, 2016.

106) **同上**, Affidavit on behalf of the appellants, Ali Mohammad Issa Musa, February 2, 2016.

107) Peace Now の記事、Nativ Ha'Avot File: Honoring the Supreme Court Ruling: Saying No to Theft of Private Land (アウトポスト、ネティヴ・ハーヴァトに対する訴訟：最高裁判所判決「私有地略奪をノーと断定した」を称える)、December 2017、p.6。

108) Chaim Levinson の論説, "Israel Stalling Release of Report Proving West Bank Outpost Built on Palestinian Land" (「ヨルダン川西岸のアウトポストがパレスチナ人の土地に建設されていることを証明する報告書の発行をイスラエルが遅らせている」) **Haaretz 紙**, November 12, 2011.



- アル・カデルの土地
- 1973年と1975年に軍事徴発令が出された土地
- 1980年から1984年に第1回目の「国有化」宣言がされた土地
- 入植地管轄区域
- イスラエル人入植者の違法建築に対して軍占領行政局が発行した撤去命令の管轄区域 (軍のデータによる)

アル・カデルの土地所有者は彼らの土地に対する侵略を警察に訴え、そして軍占領行政局の解体命令の執行とアウトポストの立ち退きを求める数件の訴訟も最高裁判所に起こした。¹⁰⁹ しかし、イスラエル当局は、その解体命令を執行することはなく、アウト
ト
ポストの違法建造物を遡って承認するために、法施行を先延ばしにした。

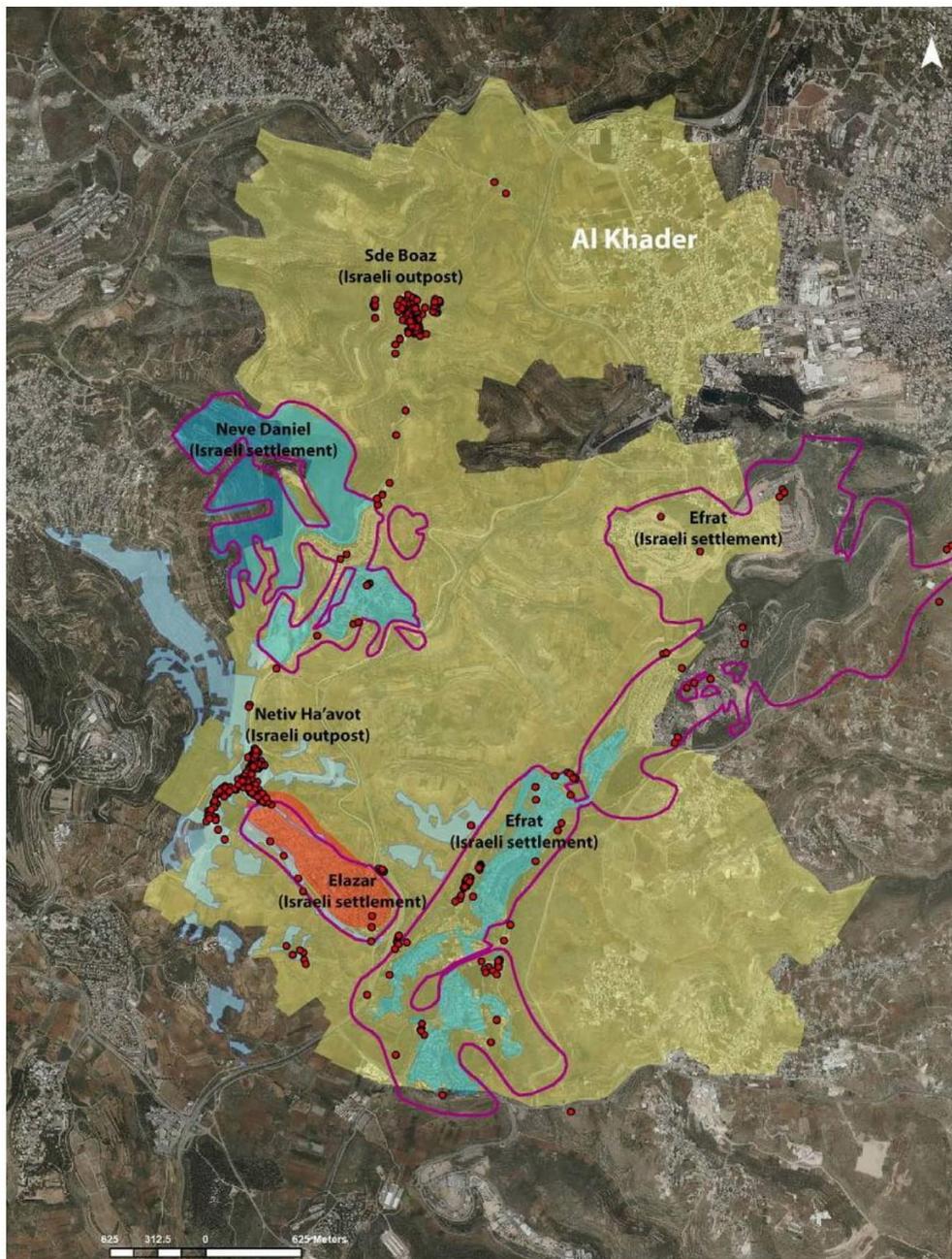
国の代理人達の戦略は、アウトポストがある土地の所有権区分を調査するという意図を宣言することだった。これは、「国有地」と宣言できると国が主張する土地の上の建造物を遡って承認するためである。実際には何年もの間、当局は何もせずアウトポストはそのまま存続し、さらにその数は拡大すらししたのであった。¹¹⁰

2014年の4月、アウトポスト、ネティヴ・ハーヴァトが建設されてから10年後、軍占領行政局はアル・カデルと近辺の村の土地の約984ドゥナムを「国有地」と宣言した。軍占領行政局のブルーラインチーム長が認めたように、その国有化宣言は「そのアウトポストが計画（無許可）の状態に置かれているのを解決すること」を目的としていた。¹¹¹

109) 次のような訴訟がある：**HCJ 5083/02, Musa et al. v. the Civil Administration in the West Bank et al.** **HCJ 7379/02, Sabih et al v. the Civil Administration in the West Bank et al.** **HCJ 7292/14, Ali Musa et al. v. Minister of Defense et al.**

110) アウトポストの建造物に対する土地所有者による最初の訴訟は、政府専門チームがアウトポストが建設された土地の所有権を調査することに双方が合意した後2004年に取り下げられた。チームは編成されたがその取組は完了しなかった。2018年にあった追加の訴訟に対して、2010年4月に国の代理人は「これらの土地は国有地かどうかを最終的に決定することになる土地調査」を実施する予定であると述べた。また、パレスチナ人の私有地上にあることが判明したイスラエル人の建造物に対する破壊命令を執行すると述べた。(HCJ 8225/08, **Musa et al. v. Minister of Defense et al**, Judgment, September 1, 2010).

111) 本報告書の27頁を参照。



- アル・カデルの土地
- 1973年と1975年に軍事徴発令が出された土地
- 1980年から1984年に第1回目の「国有化」宣言がされた土地
- 入植地管轄区域
- イスラエル人入植者の違法建築に対して軍占領行政局が発行した撤去命令の管轄区域
(軍のデータによる)
- 2014年に「国有地」宣言がされた土地

1963年にその地域の所有権確定作業が始まっており、所有権申告台帳の作成という最終段階に達していたことをイスラエルは間違いなく知っていた。軍占領行政局の担当者達はイスラエルの入植事業を支援する際にこの情報を利用した。¹¹² しかし、この所有権確定プロセスの一部として実施された土地確定作業と所有権申告台帳を無視し、軍占領行政局はアル・カデルの土地を「国有地」と宣言したのである。そうすることで、軍占領行政局は所有権確定を事実上無効にし、パレスチナ人の土地所有者の権利を侵害した。軍占領行政局はまた将来における土地所有権確定作業の再開のいかなる可能性も否定した。

そして、もしこれで十分でない場合、どの区域が政府の資産であるかを決定するために、軍占領行政局の代表者は土地所有権の区分の見直しをする際に、ヨルダン政府が実施した土地確定作業の間に申告が提出されてから数十年経った後に、そしてプロセス全体が一時停止されて以降に、土地の耕作状況を示す航空写真に基づいて決定を行うことにした。¹¹³ よって、「国有地」宣言はヨルダン政府の土地所有権確定法（この法律では、土地確定作業中に申告をした時点で所有権が決定される）を侵害した。土地所有者によって起こされた「国有地」宣言に対する不服申立は、現在軍事不服申立委員会の最終決定を待っている。

アル・カデルにおいて、カフル・アカブ村の場合と同様に、イスラエル軍事政府はイスラエル軍司令官が土地所有権確定作業を一時停止することで生み出した状況から利益を得ようとしている。軍占領行政局は何年にも及んで進められていた所有権確定作業を取り消し、所有権確定作業に参加していた土地所有者及びコミュニティ全体の財産権を著しく侵害した。これは占領地域におけるイスラエル人の違法建造物を遡って承認するためであった。

112) 本報告書の23頁を参照。前述の脚注54を参照。

113) これは1969年から2007年に撮影された航空写真のことである。よって、最新の写真ですらヨルダン政府による土地確定作業が開始され、所有者が申告してから約6年後に撮られたものである。実際に、「国有地」宣言の対象となる土地の境界線は、確定作業よりも前でなく、その後の期間に耕作が行われたかどうかに基づいて決定された。(Appeal 50/14, Affidavit on behalf of the respondent, July 31, 2017)。

要約

この報告書は、ヨルダン川西岸の土地に対する支配を拡大し、パレスチナ人を追放するための法的手段として、イスラエルがヨルダン政府が進めていた所有権確定作業を一時停止した地域で「国有地」宣言を行う方法について説明している。過去 10 年以上、この方針は、イスラエル人の違法な建造物を事後的に許可するために使用されてきた。

イスラエルがヨルダン川西岸を占領したとき、ヨルダン川西岸の土地（東エルサレムを除く）の 3 分の 1 だけが所有権の確定を済ませていた、すなわち、土地登記簿に登記されているにすぎなかった。所有権がまだ確定していない土地には、ヨルダン統治時代に所有権確定作業が進行中だった土地も含まれていた。イスラエルがヨルダン川西岸を占領し、確定作業を一時停止する軍事命令を出したとき、作業は中止され、その後、完了していない。

この完了していない所有権確定作業に参加した土地所有者達は、宙ぶらりの状態に置かれたのである。彼らは、前の統治者によって進められた所有権確定作業の一環として、自分たちの土地の所有権を申告した。これらの申告は調査され、測量され、根拠があると認識されると、区画に標示柱が設置され、「所有権申告台帳」に記録された。しかし、イスラエルが所有権の確定作業を一時停止したため、彼らの土地は最終的に土地登記簿に登記されなかった。

イスラエルは、二重の政策を適用することによって、この状況を利用している。第一に、所有権の解決が保留されたままになり、パレスチナ居住者が自分たちの土地の所有権を取得する可能性がほぼ無くなった。第二に、オスマン帝国土地法を選択的にかつ誤った解釈を適用して、ヨルダンの所有権の確定作業が進行中であり、その主要な段階が完了した土地であっても、「国有地」を宣言したのである。

私たちのデータは、2019 年までに、ヨルダンの申告台帳に記載されている 41,000 ドゥナムの土地が、行政によって「国有地」と宣言されたことを示している。所有権の確定が成立していれば、この土地の一部、そしておそらく大部分の所有権は、パレスチナ人の私有の土地として登録され、「国有地」と宣言することはできなかった。実際には、ヨルダンの申告台帳が作成されていた地域で「国有地」を宣言されると、ヨルダンが進めていた所有権確定作業中に私有地の所有者によって提出された所有権の申告は拒否されることになる。将来このプロセスが更新される場合においても、所有権の確定が完了される可能性が無くなることになる。したがって、この宣言は、占領軍が占領地の法的現状を変更することを禁止する国際法の規則に反している。「国有地」を宣言する行為は、土地所有権確定に参加したパレスチナ人の土地所有者の財産に対する権利、特にヨルダン川西岸に居住せず、決定に不服申立ができない「不在者」の権利を著しく侵害している。

さらに、この報告書で説明されている「国有地」宣言の方針は、ヨルダン川西岸で施行されている土地法に違反している。所有権確定法の根底にある原則は、所有権は申告が提出された時点の状態に従って決定されるということである。にもかかわらず、軍占領行政局は、ヨルダンの申告台帳に記載されている土地での「国有地」の宣言は、宣言が出された時点において、耕作が行われているかどうかに基づくという方針を適用することにした。この方針の重要性は、土地所有者の所有権が登記・認識され、確定が完了しているとしても、耕作の有無が所有者の土地没収につながる可能性があることだ。したがって、イスラエル軍司令官が所有権の確定作業を一時停止することを選択したため、イスラエルは、所有権の確定中に申告が提出されてから数十年経った時点で、耕作をしているかどうかという基準を用いている。イスラエルは、耕作の有無の事実に基づいて、そのような土地を取得しても良いと主張している。

さらに、ヨルダン川西岸におけるイスラエルの「国有地」の宣言は、被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸での入植事業を強化し、拡大することを目的としている。過去 10 年間、この手段は、法律に違反して建設されたイスラエルのアウトポストを遡って承認するために使用されてきた。これは、後のカフル アカブ村とアル ハデルでの「国有地」の宣言に反映されている。イスラエル政府の許可なしに建設されたアウトポストであるか、イスラエル政府の許可を得て建設された入植地であるかに関係なく、国際法は占領地に入植地を建設することを禁止しているが、イスラエルは建設を続けている。

過去 40 年間、軍事不服申立委員会は、イスラエルの「国有地」宣言の方針が財産権を著しく侵害していると主張しており、軍司令官は彼が作り出した状況から利益を得てはならないと一貫して決定をしてきた。それにもかかわらず、イスラエル軍事政権はこの方針を適用すると主張している。軍占領行政局長は、不服申立委員会の決定が政治家達の主な目的「被占領パレスチナ・ヨルダン川西岸でのイスラエル人の不法建設を事後的に認める」と対立するとき、その決定を拒否したのである。

カフル・アカブ村の地主が起こした訴訟における 最高裁判所の判決は、ヨルダン政府の所有権確定の対象となり、申告台帳に記録されている土地に対するイスラエルの「国有地」の宣言を支持し、正当化した。このように裁判所は、イスラエルが、国際法に違反して、所有権確定作業に参加したパレスチナ人の個人や共同体の財産権を著しく侵害することを許可した。¹¹⁴ ヨルダン川西岸で「国有地」を宣言することは、¹¹⁵ ヨルダン川西岸の数千ドゥナムのパレスチナ人の土地に影響を与える可能性があり、ヨルダン川西岸での入植地の拡大と確立というイスラエルの利益のために利用されるだろう。

114) **H CJ 5426/17**, Judgement, November 29, 2020。詳細については、この裁判記録の 44 ~ 45 頁を参照。

115) たとえば、次を参照。**H CJ 285/81, Al-Nazar et al v. the Military Commander of the West Bank**, Judgement, February 7, 1982。 **H CJ 277/84, A'areib v. the Military Appeals Committee pursuant to the Order Concerning Government Property et al**, Judgement, March 24, 1986。

あとがき

2020年11月、イスラエル議会は、ヨルダン川西岸での土地所有権の確定の再開に関する公聴会を開催した。公聴会は、とりわけ、土地所有権の確定を更新するという軍占領行政局の勧告に基づいていた。¹¹⁶

土地所有権の確定を更新することは、一時的な占領体制によるものではなく、恒久的な体制による不可逆的な主権行為を構成するものであり、したがって国際法に違反する。イスラエルがその野心と利益に従ってこのプロセスに着手するなら、これはヨルダン川西岸における土地奪取方針を危険なほどエスカレートさせ、パレスチナ人の最も基本的な権利を不可逆的に侵害することになる。¹¹⁷

116) Hagar Sheizaf 論説、“Israel's Civil Administration Pushing West Bank Land Registry That Would Benefit Settlers”、**Haaretz 紙**、2020年11月2日。

117) 詳細については、次を参照。Yesh Din, **Settlement of Title in Area C of the West Bank**。

ヨルダン川西岸における不法な土地収奪

発行 2023年4月30日 初版発行

著者 イェッシュ・ディン人権のためのボランティア

監訳者 高橋 宗瑠

訳者 ヒューマンライツ翻訳ネット

発行者 ヒューマンライツ翻訳ネット

〒651-1232 神戸市北区松が枝町3-1-72

野尻気付

電話・Fax : 078-940-4544